

令和 4(2022)年度

自己点検・評価報告書

令和 5(2023)年 6 月

京都芸術大学

目 次

要 旨	P. 02
I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	P. 04
II. 沿革と現況	P. 06
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	
基準 1. 使命・目的等	P. 11
基準 2. 学生	P. 16
基準 3. 教育課程	P. 42
基準 4. 教員・職員	P. 62
基準 5. 経営・管理と財務	P. 71
基準 6. 内部質保証	P. 79
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	
基準 A. 芸術立国の志によって世界の恒久平和に寄与するための、芸術・文化の活用による国際機関との連携強化	P. 85

要 旨

基準 1. 使命・目的等

建学の理念、使命・目的及び教育目標は、具体的で簡潔な表現で明示され、本学の特色が明確化され、役員及び教職員に対し毎年継続して浸透が図られている。

在学生には、「学修ガイド」「京都芸術大学を学ぶ」等を通じて周知しており、入学希望者及び社会に対しては、ホームページや大学案内、オープンキャンパス等の機会に広く積極的に発信している。また、教育研究組織についても、理念・目的との整合性をもって構成されている。

基準 2. 学生

学生の受け入れについては、アドミッション・ポリシーを明確に定め、学内外に広く周知している。またそのポリシーに基づき、多様な入学者選抜を適正な体制のもと公正に実施し、教育を行う環境を整備しつつ、適正な入学者数を確保している。

学修支援については、学生の状況を適切に把握するためのシステムの充実や、TA 制度、オフィスアワー制度、障がいのある学生への支援制度に加え、教職協働による各種委員会や会議を設置し、計画的且つ充実した支援体制を整備している。

キャリア支援については、正課授業を体系的に配置し、全学的な支援と担当教員による個別指導を組み合わせた支援体制を整備している。

学生サービスについては、厚生補導のための組織を設置し、学生の各種相談、課外活動への支援、及び奨学金などの学生に対する経済的な支援を適切に行っている。

学修環境は、各種施設等を適切に整備し、有効に活用している。また、施設・設備の安全性についても、計画に基づき適切に管理している。

学生の意見・要望への対応については、様々なアンケートや代議員制度、学生参画型の FD 研修などを通じて、意見等をくみ上げる仕組みを整備しており、具体的な改善に繋がっている。

基準 3. 教育課程

単位認定、卒業認定、修了認定については、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、ディプロマ・ポリシーを踏まえた基準等を定め、周知の上、厳正に適用している。

教育課程及び教授方法については、ディプロマ・ポリシーを踏まえてカリキュラム・ポリシーを定め、「在学生専用サイト」及び「学修ガイド」への掲載と併せ、毎年行われるガイダンスで詳しく解説を行っている。教育課程については、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、シラバスを適切に整備のうえ、履修登録単位数の上限を設けるなど、単位制度の実質化に努めている。教授方法については、アクティブ・ラーニングや PBL 型授業などを充実させるとともに、年間を通して FD 研修を実施しており、教授方法の改善を実践している。

学修成果の点検・評価については、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示するとともに、アセスメント・ポリシーに則り、多様な尺度・指標や測定方法に基づき学修成果を点検・評価し、その結果を教育内容・方法及び学修指導の改善のために活用している。

基準 4. 教員・職員

教学マネジメントの機能性については、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を規則等に基づき整備している。また、使命・目的の達成のため、意思決定の権限と責任を明確にするとともに、教学マネジメントの体制を構築している。これに加え、職員の経営・教学組織への参画による、教職協働体制が整備されている。

教員の配置・職能開発等については、大学及び大学院に必要な専任教員を確保し、適切に配置している。教員の採用・昇任については、方針に基づく規則等を整備し、適切に運用している。教職員の

職能開発については、FD委員会が中心となり、単年度の計画に基づき、組織的な運用が行われており、次年度の計画を見据え、振り返りや検証を行っている。

職員の研修については、職員の資質・能力向上のための研修などを実施している。また、人材育成を目的とした目標管理制度を導入し、組織的に職員の職能開発が行われている。

研究支援については、研究環境の整備と適切な運営・管理がなされており、研究倫理に関する規則に基づき厳正に運用するとともに、研究活動への資源の配分が行われている。

基準 5. 経営・管理と財務

法令を遵守し適正な組織運営を行っており、学校法人の最高意思決定機関である理事会も寄附行為等の規程に従って適正に運営されている。また、評議員会や監事も適切に機能しており、各運営機関の相互チェックによるガバナンスも有効に機能している。法人の財務状況については、事業活動収支計算書関係の財務比率は良好な水準にある一方で、貸借対照表関係の財務比率の水準は全国平均に比して低くなっているが、特定資産の積み増しと借入金残高の減少により改善が進んでいる。なお、財務情報については、教育情報と併せて法令に基づいて適正に公開している。

また、会計については「学校法人会計基準」に基づいて適正に処理しており、監査法人、監事、内部監査室による厳正な監査を実施している。

基準 6. 内部質保証

内部質保証の組織体制については、内部質保証に関する規程にもとづき、組織体制を整備し、責任を明確化している。

内部質保証のための自己点検・評価については、教学 IR 等による様々なエビデンスにもとづき、教育・研究活動の成果を検証し、外部有識者からの意見を加えて自己点検評価報告書を作成している。

また、自己点検評価報告書は、学内で共有するとともに、社会へ公表している。

内部質保証の機能性については、三つのポリシーを起点とした自己点検・評価を行い、その結果を教育の改善・向上に反映しており、内部質保証の仕組みが機能している。

基準 A. 芸術立国の志によって世界の恒久平和に寄与するための芸術・文化の活用による国際機関との連携強化

国際交流協定校やアジア芸術教育協議体など、世界の芸術大学の連携体制を構築し、国連機関、国際機関との連携強化を推進している。

本文

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 京都芸術大学の建学理念と使命・目的

本学は、「藝術立国の志によって世界の恒久平和に寄与し、これに資する人材の育成を目的」として設立された。物質的発展の影で人間の尊厳が見失われてきた現代文明の矛盾に対する反省と苦悩がその根底にある。

建学の理念と使命・目的は、以下の通り定め、ホームページ(<https://www.kyoto-art.ac.jp/>)に掲載し、広く公開している。

建学の理念

芸術と哲学によって、新しい人間観、世界観の創造を目指す。

使命・目的

芸術を学ぶ者たちが、来るべき文明の姿を思い描き、人類危機の時代を克服するという強い意志をどう身につけるか。そしてまた、他者の痛み想像力を働かせ、多くの人々の幸せのために芸術の力を用いる姿勢をどう培うか。すなわち、良心をもって社会を変革する芸術家魂をどう育てるか。藝術立国とは、藝術立国を担う人間の成長にほかならない。芸術文化を原動力とする文明への展望と、人類と自然への深い愛情に満ちた哲学を持った人間を輩出する。それこそが、本学の最も重要な使命である。

また、使命・目的については「京都芸術大学学則」第1条において以下のように定め、芸術学部各学科及び大学院各専攻の人材養成の目的を「学則別表」に定めている。

(目的および使命)

第1条

京都芸術大学は、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、学術の中心として広く知識を授けると共に深く芸術学、デザイン諸学、造形芸術に関する専門の学芸を教授研究し、芸術的感性豊かな社会人の育成を以って、我国芸術文化の復興と発展に寄与することを目的とする。

2. 本学の個性・特色等

本学は開学以来、芸術による教育研究活動に取り組んできた。そのなかで特に次の2点に本学の強い個性と特色があらわれている。

1) 社会と結びつく芸術大学

本学の教育研究の大きな特徴の一つは、大学院、芸術学部ともに通信教育課程を併設し、世代を越えて社会人にも広く芸術の学習機会を提供している点にある。「芸術立国」という使命・目的を実現するためには、多地域にわたる多世代を巻き込むことが重要であり、平成10(1998)年度の通信教育課程の開設は、多くの人々に芸術教育に触れる機会を提供し、本学の芸術運動を日本全国へと行き渡らせる効果を生んでいる。

通学課程においては、令和2(2020)年度に、大学教育の質保証及び社会から求められる人材要請の高度化に対応するため、全13学科の教育目標(育成する人材像)及びディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程編成の方針)を一部改定し、芸術学部各学科のカリキュラムを変更した。密度の濃い主体的な学習の実現を目的に、体系的且つ順位性を明確にした教育プログラムとなるよう、育成する人材像を起点にしたカリキュラムの再編を行い、3年次以降の産学公連携科目の拡充を行うなど、広く社会に参画できる学生を育成する芸術大学として、本学の使命・目的の実現に取り組んでいる。

2) 国際的歴史文化都市 京都に立地する地域・世代を超えた交流拠点

本学は、京都という国際的歴史文化都市の風土と文化を基盤に、芸術文化の探究と実践を通じて芸術教育を推進してきた。京都の豊かな自然と多くの歴史・文化遺産を教材として、歴史遺産、美術工芸、環境デザイン等の諸学科はもとより、教養教育においてもそれらを最大限に活かす教育プログラムを展開している。平成12(2000)年に発表した「京都文藝復興」では、国際的歴史文化都市、京都を基盤とした21世紀の文化環境の保全と創造、ひいては芸術文化による日本の再生を提言した。芸術文化を通じて、地域・世代を越えて、一人ひとりが創造力を発揮できる社会へと変革するための新たな拠点となるよう、取り組みを継続している。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 52(1977)年 4月	京都芸術短期大学造形芸術学科設置(入学定員 175 人)
昭和 54(1979)年 4月	京都芸術短期大学専攻科設置
昭和 56(1981)年 4月	京都芸術短期大学造形芸術学科収容定員変更(絵画・工芸専攻入学定員 100 人、デザイン専攻入学定員 180 人)
昭和 58(1983)年 4月	京都芸術短期大学専攻科を 2 年制に変更
昭和 60(1985)年 4月	京都芸術短期大学造形芸術学科映像専攻設置、デザイン専攻定員変更(映像専攻 30 人、デザイン専攻入学定員 180 人→150 人)
昭和 62(1987)年 4月	京都芸術短期大学専攻科映像専攻設置、専攻名称変更(映像専攻 10 人、絵画・工芸専攻→美術専攻)
平成 3(1991)年 4月	京都造形芸術大学芸術学部設置(入学定員 100 人) 京都芸術短期大学造形芸術学科定員変更(入学定員 490 人→440 人)
平成 5(1993)年 4月	京都芸術短期大学専攻科が学位授与機構の認定校となる
平成 7(1995)年 4月	京都造形芸術大学芸術学部定員変更(入学定員 100 人→130 人、編入学定員 15 人) 京都芸術短期大学造形芸術学科定員変更(入学定員 440 人→410 人)
平成 8(1996)年 4月	京都造形芸術大学大学院芸術研究科(修士課程)設置(入学定員 15 人)
平成 10(1998)年 4月	京都造形芸術大学通信教育部芸術学部設置(入学定員 300 人)
平成 12(2000)年 4月	京都造形芸術大学大学院芸術研究科芸術専攻(修士課程)を募集停止し、芸術文化研究専攻(修士課程、入学定員 8 人)、芸術表現専攻(修士課程、入学定員 17 人)を設置 京都造形芸術大学大学院芸術研究科芸術専攻(博士課程、入学定員 7 人)設置 京都造形芸術大学芸術学部芸術学科、美術科、デザイン科及び京都芸術短期大学を募集停止し、芸術学部に芸術文化学科、歴史遺産学科、映像・舞台芸術学科、美術・工芸学科、空間演出デザイン学科、情報デザイン学科、環境デザイン学科を設置(入学定員 521 人、編入学定員 50 人)
平成 13(2001)年 12月	京都芸術短期大学の廃止認可
平成 16(2004)年 4月	京都造形芸術大学芸術学部芸術文化学科を廃止、芸術表現・アートプロデュース学科を設置 大学院修士課程入学定員変更(芸術文化研究専攻入学定員 8 人→12 人、芸術表現専攻入学定員 17 人→38 人)
平成 18(2006)年 3月	京都造形芸術大学芸術学部芸術学科、美術科、デザイン科を廃止
平成 19(2007)年 4月	京都造形芸術大学芸術学部に映画学科、舞台芸術学科、こども芸術学科、キャラクターデザイン学科を設置 映像・舞台芸術学科の学生募集停止 美術・工芸学科を美術工芸学科に名称変更 芸術学部定員変更(入学定員 445 人→655 人、編入学定員を 2 年次と 3 年次に分け、50 人→53 人) 通信教育部芸術学部定員変更(入学定員 300 人→650 人、編入

京都芸術大学
II. 沿革と現況

	学定員を2年次と3年次に700人) 京都造形芸術大学大学院芸術研究科(通信教育)芸術環境専攻 (修士課程、入学定員80人)を設置
平成23(2011)年4月	京都造形芸術大学芸術学部文芸表現学科、プロダクトデザイン 学科、マンガ学科を設置 芸術学部定員変更(入学定員655人→694人、編入学定員2年 次20人→10人、3年次33人→26人)
平成24(2012)年4月	京都造形芸術大学大学院芸術研究科修士課程入学定員変更(芸 術表現専攻38人→48人)
平成25(2013)年3月	京都造形芸術大学芸術学部映像・舞台芸術学科を廃止
平成25(2013)年4月	通信教育部芸術学部芸術教養学科を設置(入学定員230人)
平成26(2014)年4月	京都造形芸術大学芸術学部定員変更(入学定員694人→718 人) 芸術表現アートプロデュース学科をアートプロデュース学科に名称 変更
平成27(2015)年4月	京都造形芸術大学大学院芸術研究科芸術文化研究専攻(修士課 程)、芸術表現専攻(修士課程)を募集停止し、芸術専攻(修士課 程、入学定員63人)を設置
平成28(2016)年4月	芸術学部定員変更(入学定員718人→732人、編入学定員2年 次10人→0人、3年次26人→13人) 通信教育部芸術学部定員変更(入学定員710人→650人、編入 学定員2年次220人→30人、3年次275人→930人)
平成30(2018)年4月	芸術学部定員変更(入学定員732人→910人)
令和元(2019)年4月	京都造形芸術大学附属高等学校設置 認可保育園こども芸術大学設置
令和元(2019)年8月	大学名称の変更届出(京都造形芸術大学→京都芸術大学)
令和2(2020)年4月	京都造形芸術大学を京都芸術大学に名称変更 京都造形芸術大学附属高等学校を京都芸術大学附属高等学校に 名称変更

2. 本学の現況

・大学名

京都芸術大学

・所在地

京都府京都市左京区北白川瓜生山 2-116(瓜生山校地)

京都府京都市左京区田中高原町 25(高原校地)

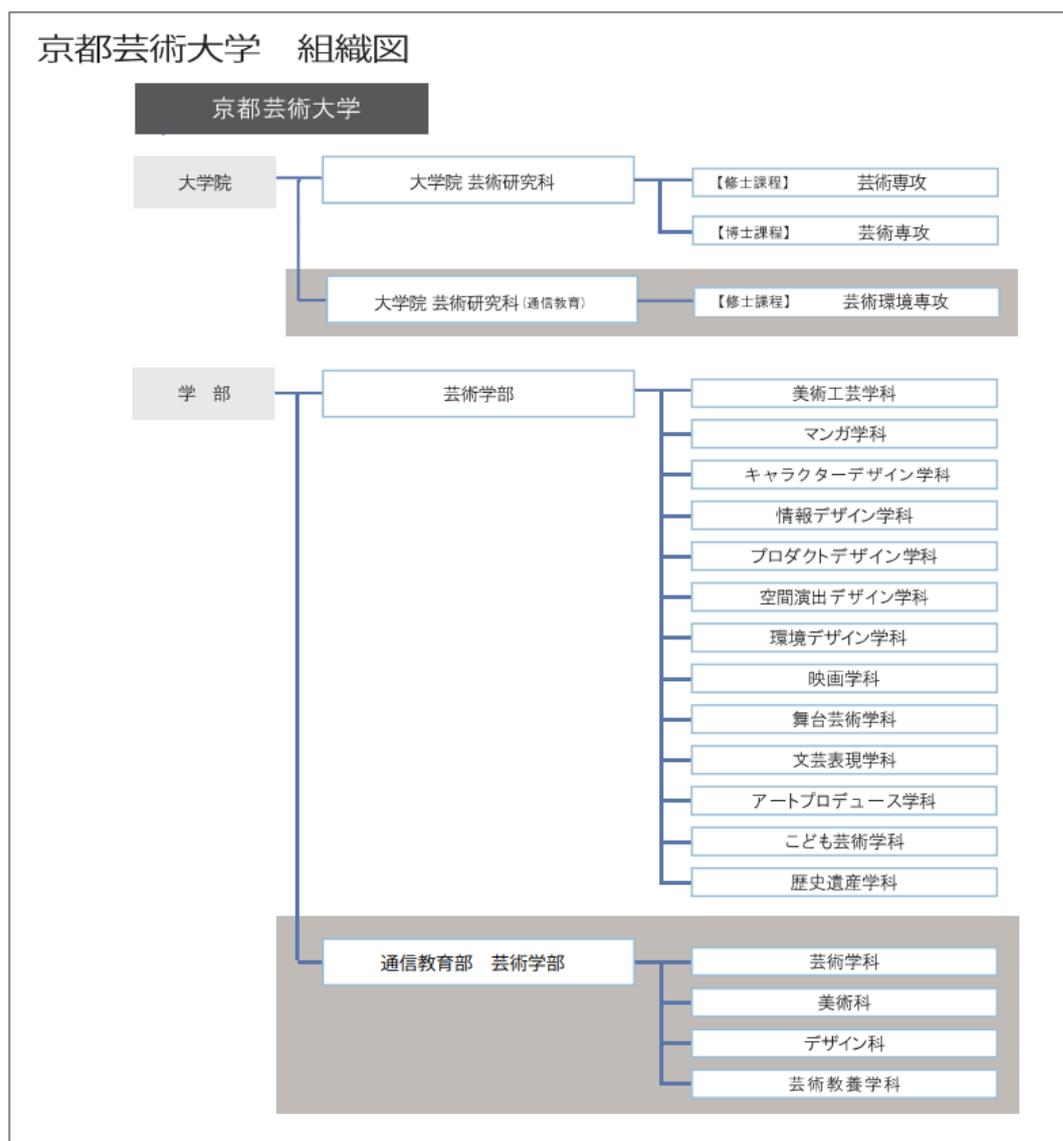
京都府京都市左京区北白川上終町 4(上終校地)

京都府京都市左京区岩倉花園町 608-1(岩倉グラウンド)

東京都港区北青山 1-7-15(外苑キャンパス)

大阪府大阪市北区小松原町 2-4 大阪富国生命ビル 5 階(大阪サテライトキャンパス)

・学部構成



京都芸術大学
II. 沿革と現況

・学生数、教員数、職員数

① 芸術学部の学生数

令和4年(2022)年5月1日現在

学部	学科	在籍学生数					備考
		1年次	2年次	3年次	4年次	計	
芸術学部	美術工芸学科	196	195	188	190	769	
	マンガ学科	56	50	48	53	207	
	キャラクターデザイン学科	96	98	87	90	371	
	情報デザイン学科	190	190	180	186	746	
	プロダクトデザイン学科	50	50	48	48	196	
	空間演出デザイン学科	65	56	61	69	251	
	環境デザイン学科	61	72	65	46	244	
	映画学科	86	80	81	76	323	
	舞台芸術学科	64	60	51	63	238	
	文芸表現学科	47	51	45	48	191	
	アートプロデュース学科	30	32	34	26	122	
	こども芸術学科	29	28	30	28	115	
	歴史遺産学科	37	37	40	39	153	
合計		1,007	999	958	962	3,926	

② 大学院芸術研究科の学生数

令和4年(2022)年5月1日現在

研究科	専攻	在籍学生数						備考	
		修士課程			博士後期課程				
		1年次	2年次	計	1年次	2年次	3年次		計
芸術研究科	芸術専攻 (修士課程)	87	74	161					
	芸術専攻 (博士課程)				8	7	10	25	
合計		87	74	161	8	7	10	25	

③ 通信教育部芸術学部の学生数

令和4(2022)年5月1日現在

学部	学科	在籍学生数					備考
		1年次	2年次	3年次	4年次	計	
通信教育部 芸術学部	芸術教養学科	534	442	858	1,660	3,494	
	芸術学科	216	182	486	1,069	1,953	
	美術科	337	112	716	1,006	2,171	
	デザイン科	1,456	920	1,415	2,310	6,101	
合計		2,543	1,656	3,475	6,045	13,719	

④ 大学院芸術研究科(通信教育)の学生数

令和4(2022)年5月1日現在

研究科	専攻	在籍学生数			備考
		1年次	2年次	計	
芸術研究科 (通信教育)	芸術環境専攻 (修士課程)	180	159	339	
合計		180	159	339	

京都芸術大学
II. 沿革と現況

教員数

令和4(2022)年5月1日現在

学部・研究科	学科・専攻	専任教員数					助手	兼任
		教授	准教授	講師	助教	計		
芸術学部	美術工芸学科	12	13	9	0	34	0	104
	マンガ学科	3	1	4	0	8	0	22
	キャラクターデザイン学科	3	3	2	0	8	0	34
	情報デザイン学科	12	8	8	0	28	0	86
	プロダクトデザイン学科	4	2	0	0	6	0	21
	空間演出デザイン学科	4	4	4	0	12	0	28
	環境デザイン学科	6	4	4	0	14	0	56
	映画学科	5	2	2	0	9	0	29
	舞台芸術学科	3	1	5	0	9	0	29
	文芸表現学科	3	2	4	0	9	0	23
	アートプロデュース学科	3	6	1	0	10	0	9
	こども芸術学科	3	2	3	0	8	0	27
	歴史遺産学科	4	2	2	0	8	0	20
	芸術教養センター	11	6	2	0	19	0	112
	芸術教養資格支援センター	2	2	1	0	5	0	30
芸術学部所属他	10	2	1	0	13	1	0	
小計		88	60	52	0	200	1	630
芸術研究科	芸術専攻(博士課程)	0	0	0	0	0	0	0
	芸術専攻(修士課程)	11	3	0	0	14	0	41
小計		11	3	0	0	14	0	41
通信教育部 芸術学部	芸術学科	0	0	0	0	0	0	157
	美術科	0	0	0	0	0	0	168
	デザイン科	0	0	0	0	0	0	658
	芸術教養学科	3	2	0	0	5	0	30
	リベラルアーツセンター	0	0	0	0	0	0	281
	芸術教育資格支援センター(通信)	0	0	0	0	0	0	83
小計		3	2	0	0	5	0	1,377
芸術研究科 (通信教育)	芸術環境専攻(通信教育)	14	4	0	0	18	0	24
小計		14	4	0	0	18	0	24
合計(教員数)		116	69	52	0	237	1	2,072

※通信教育部芸術学部(但し、芸術教養学科を除く)及び芸術研究科、芸術研究科(通信教育)の教員は芸術学部教員が兼担している。

職員数

令和4(2022)年5月1日現在

職種	専任職員	契約職員	派遣職員	その他	合計
事務職員	90	91	33	123	337

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、「京都文藝復興」「藝術立国—平和を希求する大学をめざして」に掲げる高い理想と志をもって、開学以来、芸術による教育研究活動に取り組んできた。「学校法人瓜生山学園寄附行為」第3条において、法人の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、藝術立国の志によって世界の恒久平和に寄与し、これに資する人材の育成を目的とする」と定めている。

また、本学の目的及び使命は「京都芸術大学学則」第1条において、「京都芸術大学は、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、学術の中心として広く知識を授けると共に深く芸術学、デザイン諸学、造形芸術に関する専門の学芸を教授研究し、芸術的感性豊かな社会人の育成を以って、我国芸術文化の復興と発展に寄与することを目的とする」と定めている。

それを受け、学則第1条2項において、本学の教育目標(教育目的)は、「人類が直面する困難な課題を克服するために、「人間力」と「創造力」を鍛え、社会の変革に役立てることのできる人材を育成する。」と定め、通学課程では「学修ガイド」に、通信教育課程では「airU 学習ガイド」に掲載し、ホームページで公開している。芸術学部の各学科および大学院芸術研究科の各専攻の教育目標は学則別表等に定めている。

以上のように、使命・目的および教育目標は、具体的で明確である。

1-1-② 簡潔な文章化

使命・目的については、「京都芸術大学を学ぶ」(自校教育教材)を学生に配布し、なぜ京都の地に芸術大学が必要であるのか、本学が果たすべき役割は何であるのかについて分かりやすく説明している。

大学の教育目標については、学生が身につけるべき2つの力「人間力」「創造力」をキーワードとして具体的な項目で説明している。これらは、ホームページの「学修ガイド」及び「airU 学習ガイド」等で公開している。

1-1-③ 個性・特色の明示

京都という日本を代表する国際的歴史文化都市に立地する芸術大学として、芸術による日本の立国(藝術立国)に寄与することを使命としており、現代文明の矛盾に対する深い反省を根底におき、豊かな教養に支えられた芸術的創造力によって、これらの課題に対応しようとするところに、本学の独自性がある。この使命・目的は、社会と芸術との関わりを重視した学科の枠にとらわれない6つの教育プログラム「社会実装プロジェクト」「マンディプロジェクト」「ウルトラプロジェクト」「国際交流プログラム」「京都芸術劇場」「伝統文化演習」として具体化されている。

使命・目的は、芸術教育を通じて社会の変革と平和創造への寄与をめざす点において独自のものであり、京都に立地する芸術大学としての特色を明確に示している。

1-1-④変化への対応

通学課程芸術学部においては、平成 30(2018)年度、大学教育の質保証及び社会から求められる人材の高度化に対応するため、全 13 学科の教育目標(育成する人材像)及びディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程編成の方針)を改定した。

通学課程においては、平成 30(2018)年度には、進路の質的向上を図ることを目的に、各学科において精度の高い進路目標として個別の進路パターンを策定し、全学共通科目の精選及び統合、初年時からのキャリア教育・産学公連携科目の拡充を行うなどカリキュラムの改編を行った。

また、令和 2(2020)年度に、大学教育の質保証及び社会から求められる人材要請の高度化に対応するため、全 13 学科の教育目標(育成する人材像)及びディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程編成の方針)を一部改定し、各学科のカリキュラムを変更した。密度の濃い、学習の実現を目的に、体系的且つ順次性を明確にした教育プログラムとなるよう、育成する人材像を起点にカリキュラムの再編を行い、広く社会に参画できる学生を育成する芸術大学として本学の使命・目的の実現に取り組んでいる。

通信教育課程においては、令和 2(2020)年度に大学教育の質保証及び社会から求められる人材の高度化に対応するため、ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)を一部改定した。また、芸術の研究制作の場を限られた学生にのみ提供するのではなく、日常的に仕事や家事に勤しむ層にも開放し、通信教育という手段をもって、年代、地域に関わらず学習の機会を提供できるよう、オンライン上で学修が完結するカリキュラムを拡充するなど、大学の使命・目的及び生涯学習の普及に取り組んでいる。

内部質保証の組織体制については、学則及び規程により全学的な方針を策定・明示するとともに、学部長のもと、教育の質的向上を目的として単年度毎の「教育計画」の作成と確認により教育活動の点検・評価を行っている。内部質保証のための自己点検・評価については、毎年全学的な点検・評価を行い、自己点検評価報告書としてホームページで公開している。

令和 4(2022)年度に教学 IR 委員会を設置し、3 つのポリシーに基づき、教育課程レベル、科目レベルにおいて学修成果の評価を行うためのアセスメント・ポリシーを策定し、各種データについては、BI ツール(PowerBI)によるダッシュボード化を行い、教育活動の点検及び改善に活用している。

(3)1-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学はこれまで建学の理念に基づき、使命・目的及び教育目標を明確に定めてきた。今後も社会の変革に寄与できる大学であり続けるために、時代の情勢を見据えながら、継続的に教育目標の検証を行い、同時に意味・内容の具体性、簡潔性について点検していく。

通学課程では、令和 4(2022)年 9 月に「新教育課程編成(教育改革)方針」を策定し、令和 6(2024)年度からの教育課程編成ガイドラインを定めた。中期計画「VISION2026」に掲げる「進路決定率 90%を前提とした出口戦略の強化」及び「Society5.0 をリードする新たな芸術教育への転換」の実現と、内部質保証体制の強化、主体的学修への転換を支えるための仕組みづくりに主眼を置いたものとなっており、教育課程編成にあたっては、以下の 6 つのテーマに取り組む。

- ①Society5.0 をリードする新たな芸術教育への転換
- ②主体的学修への転換
- ③文理融合・デジタル教育の拡充
- ④産官学連携による社会課題解決型授業の拡充
- ⑤学生支援の高度専門化
- ⑥進路決定率 90%を前提とした出口戦略の強化

通信教育課程では、中期計画「VISION2026」において「新規学習機会創出」を掲げ、さらにオンライン上で学習できるカリキュラムを拡充するとともに、教育の質を保証できる教材開発、科目改編、添削体制を強化していく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- | |
|----------------------|
| 1-2-① 役員、教職員の理解と支持 |
| 1-2-② 学内外への周知 |
| 1-2-③ 中長期的な計画への反映 |
| 1-2-④ 三つのポリシーへの反映 |
| 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性 |

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

建学の理念は、教育活動はもとより、大学が行う全ての事業の根幹をなしている。そのため、役員及び教職員の十分な理解を得ることを目的に、建学の理念、使命・目的及び教育目標をまとめた冊子を全教職員に配布し、4月と10月の年2回「教職員総会」を開催して、学長、副学長等が所信を述べる機会を設けており、その中で使命・目的の共有をはかっている。

また、令和4(2022)年度は、建学の理念、使命・目的及び教育目標にもとづき策定された芸術研究科及び芸術学部方針の浸透を目的に、研究科長及び学部長が教授会で説明を行なった。これにより建学の理念、使命・目的及び教育目標と学部方針を一貫性・整合性あるものとして共有がはかられ、教職員の理解と支持を得ている。

1-2-② 学内外への周知

大学ホームページにおいて「大学の基本使命」「建学の理念」「教育目標」「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」を掲載し、学内外への周知を図っている。

学生に向けては、「京都芸術大学を学ぶ」(自校教育教材)を配付するとともに、年度毎に実施しているガイダンスで、本学の建学の理念や沿革、教育目標、教育内容を周知している。また、入学を希望する資料請求者全員に建学の理念、使命・目的、教育目標をまとめた冊子を送付しており、建学の理念や教育目標を明示している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

学校法人瓜生山学園の使命・目的である「藝術立国の志によって世界の恒久平和に寄与し、これに資する人材の育成」に沿って、平成19(2007)年に、30年後の将来を視野に入れた長期的なビジョンとして「藝術立国」がまとめあげられた。

この「藝術立国」を実質化していくことを目的に、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間の計画を示す中期計画「Vision2026」を定め、建学の理念に基づいて、5年間で重点的に取り組むべき目標を明示した。教学部門においては、この中期計画に基づき、毎年度「芸術学部方針」及び「研究科方針」が示され、教育研究活動に反映されている。事務部門においても同様に、中期計画に基づき、事務局長が示す各年度の「事務局重点課題」に沿って、各課が「事業計画」を策定し、実行している。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

令和2(2020)年度に、教員の意向を優先した網羅主義的科目編成からの改善を図り、学修者本位の教育プログラムを編成することを目的に、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを刷新し、学科等がディプロマ・ポリシーの獲得を起点としたカリキュラムを導入した。

ディプロマ・ポリシーには、「藝術立国」を基本使命とし、教育目標に定める社会の変革を担うことのできる人材の育成を目的として、自立したひとりの人間として生きるための「人間力:知識/思考力/

行動力／倫理観」と、芸術の力を社会のために生かす「創造力：発想力／構想力／表現力」を身につけるべき力として、その修得をめざします。と定めている。

カリキュラム・ポリシーには、ディプロマ・ポリシーに掲げる「人間力」と「創造力」、それらを構成する7つの能力を、段階的・体系的に身につけることを方針とし、芸術・デザインを学ぶ上で必然であるPBL (Project-Based Learning)型演習に加え、社会連携による実践的な教育プログラムの充実を特色とすることを明示している。

アドミッション・ポリシーには、京都芸術大学芸術学部ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに掲げる「創造力」「人間力」、及びそれらを構成する「7つの能力」を身につけようとする意欲と素養を持った人の入学を期待しています。と定め、入学までに求める能力や態度を明示している。

以上のとおり、3つの方針には使命・目的及び教育目標が反映されている。

1-2-⑤教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は、以下のとおり、通学課程に大学院芸術研究科(2専攻)、芸術学部(13学科)を擁しており、芸術分野を広範に網羅している。さらに通信教育課程に大学院芸術研究科(通信教育)(1専攻)、通信教育部芸術学部(4学科)を擁している。

芸術学部

美術工芸学科／マンガ学科／キャラクターデザイン学科／情報デザイン学科
 プロダクトデザイン学科／空間演出デザイン学科／環境デザイン学科／映画学科／舞台芸術学科
 文芸表現学科／アートプロデュース学科／こども芸術学科／歴史遺産学科

大学院芸術研究科

芸術専攻(修士課程)／芸術専攻(博士課程)

通信教育部芸術学部

芸術教養学科／芸術学科／美術科／デザイン科

大学院芸術研究科(通信教育)

芸術環境専攻(修士課程)

一方、使命・目的及び教育目標を達成するためには、社会を変革する人材の育成とともに、社会的課題に向き合う研究機能も重要である。その研究組織として、「舞台芸術研究センター」、「京都伝統文化イノベーション研究センター」「日本庭園・歴史遺産研究センター」「アート・コミュニケーション研究センター」「文明哲学研究所」等の附置研究機関を設置している。いずれも、本学の使命・目的である「芸術立国」の実質化に寄与するため、人類が直面する困難な課題を克服するという理念が根底にあり、その研究活動は、学生の教育とも密接に連携している。

(3)1-2の改善・向上方策(将来計画)

大学の使命・目的の理解と支持は、継続して深めるよう取り組みを実施する。中期計画で計画された具体的な事業を遂行するとともに、今後の社会の変化や産業会等からの人材養成の高度化を踏まえ、3つのポリシー及び教育課程編成の見直しを行う。

[基準1の自己評価]

建学の理念、使命・目的及び教育目標は、具体的で簡潔な表現で明示され、本学の特色が明確化され、役員及び教職員に対し毎年継続して浸透が図られている。

在学生には、「学修ガイド」「京都芸術大学を学ぶ」等を通じて周知しており、入学希望者及び社会

に対しては、ホームページや大学案内、オープンキャンパス等の機会に広く積極的に発信している。また、教育研究組織についても、理念・目的との整合性をもって構成されている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1)2-1の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2)2-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-1-①教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

通学課程(芸術学部・芸術研究科)

アドミッション・ポリシーは芸術学部・芸術研究科毎に以下のとおり定めている。【図表 2-1-1】

図表 2-1-1 通学課程アドミッション・ポリシー (以下引用)

芸術学部	<p>京都芸術大学芸術学部のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーに掲げる「創造力」「人間力」、およびそれらを構成する「7つの能力」を身につけようとする意欲と素養を持った人の入学を期待しています。そのため、入学までに以下の能力や態度を身につけた人を求めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じて学び続けるための基盤としての基礎的・基本的な知識・技能を習得した人 ・知識・技能を活用して、答えが一つに定まらない課題を解決できる思考力・判断力・表現力を習得した人 ・主体性を持って積極的、社会的に多様な人々と協働して学ぶ態度を身につけた人 <p>上記を身につけた多様な入学希望者を評価するために、表現技術の優劣だけにとらわれない、多角的な評価基準を備えた入学試験を実施します。</p>
大学院 芸術研究科	<p>芸術専攻(博士課程)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門領域における広範かつ深淵な知見を有し、かつ新たな価値観の構築にむけて真摯に取り組む姿勢を有していること。 ・基本的には3年間で日本語による博士論文を完成させうる研究計画と遂行力を有していること。 ・外国語(基本的に英語)による専門的語学力を有していること。 <p>修士課程芸術専攻</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな感性と柔軟な思考を有し、学士課程の基礎をふまえ、各自の専門領域を構築して造形思想を深めるための能力を有していること。 ・芸術に関する基礎的な教養を有し、的確で論理的な思考とコミュニケーションの能力を有していること。 <p>※日本語と英語の読解力・表現力を有していること。</p> <p>修士課程芸術環境専攻</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会の課題に真摯に向き合い、みずからの力で解決をはかろうとする意欲を持っていること。 ・芸術に関する基礎的な教養を有し、柔軟な思考とコミュニケーションの能力を有していること。 ・各自の専門分野に応じて、修士研究・修士制作を遂行しうる基礎的な能力を有

	していること。 ※日本語と英語の読解力・表現力を有していること。
--	-------------------------------------

アドミッション・ポリシーは次の方法を用いて、入学志望者に周知している。

- ①「入試の手引き&学生募集要項」及び「博士・修士課程学生募集要項」への記載
- ②ホームページの「入試情報」と「大学院」のページに掲載
- ③オープンキャンパス、各種説明会、出張講座、特別講義、高等学校訪問時に、建学の理念、教育目標、ディプロマ・ポリシーを踏まえて解説

通信教育課程(芸術学部・芸術研究科)

通信教育課程においては、学科及び専攻毎にアドミッション・ポリシー(入学者の受け入れ方針)を下記のとおり定め、学生募集要項及びホームページに明示し、周知している。【図表 2-1-2】

図表 2-1-2 通信教育課程アドミッション・ポリシー (以下引用)

通信教育課程 芸術学部	<p>通信教育課程芸術学部では、芸術やデザインに関心を持ち、それぞれの生きる場でありながら、柔軟な思考をもって他者と協力して社会に貢献しようとする志と意欲を持つ人を受け入れています。入学志望者には特に以下の点を期待しています。</p> <p><u>芸術教養学科</u> 人類の芸術遺産とそれに関わる学術的営みに敬虔であり、かつ文化芸術の当事者たらんとする意志を備えた人の入学を期待しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門分野の学びはもちろん、人間・自然・社会の諸事象についての学びをおろそかにしない人 ・みずから学ぶ手段を身につける意欲を持ち、基礎的な修練をいとわない人 ・自分が生活する地域から学び、学びの成果を地域に返していこうとする人 ・インターネットを通じた日本語による意思疎通が可能である人 <p><u>芸術学科</u> 文化芸術という行為に関心を持ち、それぞれの生きる場でありながら他者と協力して問題を考えていく人の入学を期待しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現代の文化芸術環境に問題意識を持っている人 ・他者の理解を得ながらそれを探究しようという真摯な姿勢を持つ人 ・必要な知識や技術をみずから学び身につけることのできる人 <p><u>美術科</u> 美術工芸の各専門分野に関心があり、地域、年齢、職業を超えた交流を積極的に推進する人材を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制作することの意味を問い、実践していく人 ・構想力と表現力を身につけ意欲を持って制作を続けられる人
----------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら学ぶという積極的な学習意欲がある人 <p><u>デザイン科</u> ものづくりやデザインに関心を持ち、柔軟な思考で未来を切り開く意欲のある人の入学を期待しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現代の生活環境を取り巻くモノのカタチやデザインに問題意識を持っている人 ・他者の理解を得ながらそれを探究しようという真摯な姿勢を持つ人 ・必要な知識や技術をみずから学び身につけることのできる人
<p>通信教育課程 芸術研究科</p>	<p>通信教育課程 芸術研究科では、さまざまな職業、経験を持ちながら、本学で芸術に関わる専門性を深め、社会で活動してゆく意欲を持った方の入学を期待しています。そのため入学者の選考にあたっては特に以下の点を重視します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自他を尊重しつつ意見を交わしながら制作研究を続けられること ・芸術に関し修了研究・修了制作を遂行するのに必要な専門的な能力を身につけていること ・通信教育課程 芸術研究科の教育目標や授業形態を十分に理解していること

2-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

通学課程(芸術学部・芸術研究科)

芸術学部

公平且つ適切な入試の運営を保証するために、入試部長を主体とし、事務局のアドミッション・オフィスが各入学試験の管理を行っている。アドミッション・ポリシーに基づく学生の受け入れを目指しており、全ての入学試験で高等学校までの基礎的な学習への真摯な取り組みと継続性を評価している。それに加えて、各入学試験において以下の基準を設けている。

体験授業型選抜(総合型選抜)

年に2度、9月と10月に試験を行い、志望するコースの授業を体験する選抜形式となる。各学科の指導教員が実際の施設や設備を用いて4年間の教育内容をもとに授業を進め、受験生の「探究心」「行動力」「思考力」「発想・構想力」「相互理解力」などを包括的に評価する。受験生を総合的かつ多角的に評価できるこの方式により、最も多い募集定員を設定している。

なお、体験授業内容及び入試問題(体験授業の課題)は各学科が作成し、副学長・学部長等から組織される教育推進会議の承認をもって決定している。なお、評価基準を以下のとおり定めている。

<ul style="list-style-type: none"> ・授業に臨む姿勢に、授業を通して新しいことを学びとろうとする探究心が見られるか。 ・初めて取り組む課題であっても、積極的に挑戦しようとする行動力が見られるか。 ・出された課題に対して、様々な可能性を比較検討したうえで自らの答えを導き出す思考力、発想・構想力が見られるか。 ・授業を通して、教員のアドバイスや他の学生の考え方に耳を傾け、相互に理解しようとする努力が見られるか。
--

また、体験授業型選抜に合格した者は12月から入学までの約4ヶ月間、「京都芸術大学0年生プログラム」という入学前学習を課すことにより、基礎的な教養や、表現に関する課題に取り組み入学後に必要となる基礎的な知識や能力の開発を行っている。

面接型選抜(総合型選抜)

面接等を通して、以下の評価基準を踏まえ、判定している。

- ・高校までの基礎的な学習に実直に取り組んできた継続力が見られるか。
- ・芸術に限らず、部活動、ボランティアなど情熱を持って打ち込んだものがあるか。
- ・本学で自分を成長させようとする意欲があるか。

科目選択型選抜(一般選抜)

鉛筆デッサン、小論文、教科試験の3つの入試科目により、「高校までの基礎的な学習に実直に取り組んできた継続力が見られるか」を評価したうえで、それぞれ以下の基準により判定している。

鉛筆デッサン	芸術を学ぶうえで必要な基礎力としての「観察力・構成力・表現力」が身についているか。
小論文	芸術を学ぶうえでの基礎力としての「読解力・論理的思考力・文章表現力」が身についているか。
国語・英語	高校までの基礎学力「基本的知識・文章読解力等」が正しく身についているか。

入試問題は、専任教員によって構成された「入試出題委員会」が作成及び採点を担当している。試験当日には、入試部長、事務局長、入試出題委員が不測の事態に対応できるよう待機し、アドミッション・オフィスの運営の下で適切な試験実施に努めている。

大学入学共通テスト利用型選抜(一般選抜)

各教科において芸術を学ぶ上で必要な「基本的知識・文章読解力・論理的思考力」が身についているかについて、以下を基準として判定している。

- ・高校までの基礎的な学習に実直に取り組んできた継続力が見られるか。
- ・芸術を学ぶうえでの基礎力としての「基本的知識・文章読解力・論理的思考力」が各教科において身についているか。

外国人留学生選抜(総合型選抜)

ポートフォリオ審査及び面接試験を通して以下の評価基準をもって総合的に判定している。

- ・高校までの基礎的な学習に実直に取り組んできた継続力が見られるか。
- ・芸術に関わる知識や技術を身につけてきたか。
- ・就学するための十分な日本語能力およびコミュニケーション能力があるか。
- ・本学で自分を成長させようとする意欲があるか。

外国人留学生日本留学試験利用型選抜(一般選抜)

近年の留学生志願者の増加を鑑み、令和元(2019)年度より留学生に適した入試制度を導入した。基礎的な学習に実直に取り組んできた継続力を評価するとともに、就学するために十分な日本語能力及びコミュニケーション能力の有無について総合的に判定している。

- ・高校までの基礎的な学習に実直に取り組んできた継続力が見られるか。
- ・芸術を学ぶ上での基礎力としての「基本的知識・文章読解力・論理的思考力」が各教科において身についているか。

入試問題は、専任教員によって構成された「入試出題委員会」が作成及び採点を担当。試験の当日には、入試部長、事務局長、入試出題委員が不測の事態に対応できるよう待機しており、アドミッション・オフィスの運営の下でスムーズな試験実施に努めている。

その他の入試

上記の入試以外に、多様な学生を受け入れることを目的に「指定校推薦選抜(学校推薦型選抜)」「海外帰国生徒入学試験(総合型選抜)」「編入学試験(2年次、3年次)」を実施している。入試問題は各学科が作成し、学部長会議の承認をもって決定している。

いずれの入学試験においても、合否は各学科が行う評価結果に基づき、代表教授会での審議により学長が合格者を決定している。

芸術研究科

芸術研究科の選考は、研究計画書、研究計画書英語要旨、論文またはポートフォリオの3つの指定提出物と、対面型の口述試験の各評価に基づき総合的に判定している。採点は課題それぞれに複数の教員が対応する担当制で行っている。入学試験問題は、専攻長及びアドミッション・オフィスにて作成し、研究科委員会の議を経て決定している。合否は研究科委員会の審査を経て、最終的に学長が合格者を選出している。

通信教育課程(芸術学部・芸術研究科)

通信教育課程芸術学部では、芸術の研究制作の場を限られた人々にも提供するのではなく、日常的に仕事や家事に勤しむ層にも開放し、社会人のニーズに応じた教育内容を展開しているため、高等学校・大学卒業などの大学入学資格を有するものであれば、筆記試験による入学試験は行わず、原則として書類選考のみにより入学の可否を決定し、入学者を広く受け入れている。なお、入学志望者に対しては、芸術に対する強い学修意欲、自ら主体的に学ぼうとする姿勢を確認することを目的に、出願の際に志望動機の記述を求めている。

通信教育課程芸術研究科においては、入学志望者より提出された経歴書、志望理由書、研究計画書、これまでの代表的な研究業績(著書、論文、レポート、作品)やポートフォリオ(作品資料集)による書類審査により、アドミッション・ポリシーに適した人物かどうかを見極め、領域毎の判定結果をもとに、「判定会議」の審議を経て合格者を決定している。

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

通学課程(芸術学部・芸術研究科)

芸術学部では、各入試における志望者の比率、入学率、辞退者のデータを基に、合格者数を算出している。近年の入学定員充足率は【図表 2-1-3】に示す通りとなっている。令和5(2023)年度に入学定員を910名から975名に拡大したものの、入学定員の充足率は1.07倍となり、過年度の倍率と同水準を維持し、適切な数の入学者を受け入れている。

また、芸術研究科芸術専攻(修士課程)においては、近年の入学定員充足率は大きく超過していたが、令和5(2023)年度に芸術環境専攻(修士課程)を設置し、収容定員が増加したことにより、4年間の平均は1.17倍となった。芸術環境専攻(修士課程)の最初の年度における入学定員の達成率は1.06倍と、適正な範囲内であることが確認できる。

図表 2-1-3 通学課程入学定員充足率

学部・研究科	区分	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	4年平均
芸術学部	入学定員	910	910	910	975	—
	入学者数	982	972	988	1044	—
	入学定員	1.07	1.06	1.08	1.07	1.07

	充足率					
芸術研究科 芸術専攻 (修士課程)	入学定員	60	60	60	60	—
	入学者数	78	75	87	42	—
	入学定員 充足率	1.30	1.25	1.45	0.70	1.17
芸術研究科 芸術環境専攻 (修士課程)	入学定員	—	—	—	180	—
	入学者数	—	—	—	191	—
	入学定員 充足率	—	—	—	1.06	1.06
芸術研究科 芸術専攻 (博士課程)	入学定員	7	7	7	7	—
	入学者数	8	10	8	7	—
	入学定員 充足率	1.14	1.42	1.14	1.00	1.17

通信教育課程(芸術学部・芸術研究科)

通信教育課程芸術学部においては、令和4(2022)年度の入学定員650人に対して、入学者は2,543人となっており、入学定員充足率は3.91となっている。新型コロナウイルス感染症拡大によってオンラインでの学修が普及したことに加え、令和3(2021)年度に開設したイラストレーションコースの入学者が1,134人となるなど、卒業まで全てオンライン上で学修が完結する課程への入学者が大幅に増加した。

また、在学者数は13,719人で収容定員4,550人に対し、収容定員充足率は3.02となり、学生数に応じて授業及び課題添削、施設等の受け入れ体制を拡充した。特に科目の運営においては、通信教育課程の専任教員で組織した「教務委員会」にて、印刷教材等による授業、面接授業、メディアを利用した授業それぞれの教育方法や添削指導方法の方針を示すとともに、科目毎に運営の統括責任者となる科目担当教員を置いている。科目担当教員の管理のもと、課題の提出件数や面接授業等の受講人数に応じて担当教員を配している。

通信教育課程芸術研究科においては、令和4(2022)年度は募集定員80人に対し、入学者数137人となり、入学定員充足率が1.71となっている。また、在学者数は339人で収容定員160人に対し、収容定員充足率は2.12となっている。通信教育課程芸術研究科では、令和5(2023)年度から芸術環境専攻を芸術専攻に名称変更し、全ての領域において完全オンライン型の学習環境を整備することにより、学びの門戸を広げるため、収容定員増の届出を行った。

(3)2-1の改善・向上方策(将来計画)

通学課程(芸術学部・芸術研究科)

令和4(2022)年度の目標として、アドミッション・ポリシーの理解を受験生だけでなく、高校・予備校の教職員にも深める取り組みを行ってきた。各学校へ訪問する際、募集要項などを用いて詳細な説明を行った。留学生からの志望が増えているため、今年度は特に留学生へのアドミッション・ポリシーの認知度向上を目指す。その具体的な方法としては、日本語学校の教職員への説明や、海外の現地事務所と連携した各地域での普及活動を行う。

また、芸術研究科については、入学定員の充足率の適正化を目標としていた。修士課程の募集定員を60人から240人に増やすなどの対策により、新入生の数を適正な範囲に抑えることが可能となった。

通信教育課程(芸術学部・芸術研究科)

通信教育課程芸術学部においては入学生の約半数が3年次編入学生であることや、社会人学生

の割合が多いことから、学習のペースに個人差があり卒業までの学習期間も異なっている。そのため、学生の受け入れにあたっては、休学や復学も柔軟に対応し、授業運営に問題がないように、適切な指導環境を整えている。

受け入れた学生への教育環境の整備については、web 公開型の動画教材の開発など、より学習しやすい環境整備に取り組んでいる。デザイン科イラストレーションコースを令和 3(2021)年度に設置し、美術科書画コースを令和 4(2022)年度に開設した。また、出願の利便性追求と入学事務の効率化を目的として、郵送での出願を廃止し、インターネット出願への一本化に向けた準備を進めた。

こうした取り組みを受け、令和 5(2023)年度に収容定員の増加を見込んでいるが、今後も受け入れた学生に応じた学習環境をきめ細かく整備し、新規学習機会の創出や履修支援を通じた学士課程の立体的展開と生涯芸術学習の普及に継続的に取り組む。

2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1)2-2の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2)2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

通学課程(芸術学部・芸術研究科)

全学的な教育活動に関する最高意思決定機関として「学長会」を設置している。会議体を構成するメンバーは、学長を議長とし、通学課程からは副学長、研究科長、学部長、事務局長が参加しており、教員及び職員が意思決定に意見を述べることのできる体制を構築している。

また、教育目標及びディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに基づく単年度の方針案の策定、アセスメント・プランを踏まえた、学科等の自己点検・評価の検証、教育活動の改善状況の評価、FD年間計画の策定など、学修支援を含む教育活動についての審議・検討を行う会議体として「学部長会議」を設置し、学部長を議長として学長、副学長、事務局長が構成員となっている。

さらに、学部長会議から学修支援を含む検討事項を諮問する会議体として、「教務委員会」、「FD委員会」、「国際交流委員会」、「キャリア委員会」、「学生生活委員会」を設置し、それぞれ議長として「学校法人瓜生山学園 管理運営規程」に定める部長職の教員を配置するとともに、構成員として複数名の教員を配置するほか、事務局担当部署を設定し教員と職員が相互に意見を述べることのできる体制を整備している。

研究科においては、学部と比して教育研究組織が小規模であることから、上記全ての審議・検討の機能を「研究科委員会」が担っており、学長、研究科長、専攻長、教育研究活動を行う領域ごとの担当者のほか、通学課程事務局長及び大学院事務を所管する教学支援二課長、担当職員が出席し、教職共同の体制で大学院運営を行っている。

また、授業運営においては、学科・専攻等の教員組織によって策定された教育計画に基づき個々の授業が実施されていることはもちろんのこと、各学科及び各専攻、「芸術教養センター」及び「芸術教育資格支援センター」に研究室を設置し、運営事務を統括する担当職員と、授業準備や環境整備をはじめとする授業運営に係る多岐に渡るサポートを行う副手を配置するほか、必要に応じて工作機械や印刷機等、各種機器・設備等の取り扱いに関して専門的知識及び技能を持った技官を配置している。

上記の研究室は学生生活に関する事項及び教務に関する事項をはじめとするさまざまな相談の窓口ともなっている。相談の内容に応じて教員や関連部署へと相談を引き継ぐなど、必要に応じた組織的対応を行っている。

「教学事務室」は、通学課程における教学運営全般の事務を担っており、中でも教学支援二課が所管する「教務窓口」は履修や成績に関する総合的な相談窓口となっており、学生の学修がスムーズに進むようにサポートを行っている。一方で、サークル活動や学費、心身の健康といった正課教育以外の学生生活全般に関しては、教学支援一課が所管する「学生生活窓口」が担当し、学生個々の進路獲得に関する相談とサポートはキャリア支援課が所管する「キャリアデザインセンター」が担っている。これらの支援体制によって、学修及び生活、さらには進路獲得に至るまで、入学から卒業までの継続的なサポートを行っている。

学修支援(学修に係るPDCAサイクルの構築)

学生自身がPDCAサイクルに基づき主体的な学修行動を実践することを本学の基本方針としている。その工程は以下の4点に分類される。

- 1) 学生が目的をもって学修計画を立てる
- 2) 主体的な学修に取り組む
- 3) 学修成果の振り返りを行う
- 4) 次期以降の目標の見直し及び学修計画の立案を行う

以上のサイクルをスムーズに行えるよう、学修システムの導入によるサポートや教員へ学生情報を提供することにより指導の充実を図っている。また、面談力向上のための研修などを行っており、全学生に担当教員を配置(担当教員制)し、定期的に個人面談を実施するなど、日常的な学修やキャリアプラン等の相談がしやすい体制を整えている。

また、学期ごとにGPA(Grade Point Average)が1.0を下回る学生に対しては、成績不振の状態にあると判断し、指導を行う「修学指導面談」の制度を設けている。面談では、学業不振の原因をヒアリングの上、今後の学修をどのように改善するかについて担当教員及び必要に応じて学科長、教務部長、学生部長、学部長が指導を実施している。

学修行動を支える仕組みや支援ツール

<担当教員制>

入学年次から卒業年次までの全学生に対して担当教員を配置することにより、教員が担当学生の学修面はもちろんのこと、進路指導も含めた学生生活全般へのきめ細やかなサポートを行っている。学生においては担当教員が明確化されることで学修や学生生活に関する相談がしやすい環境になるため、学修不振等が深刻化する前にケアを行うことが可能な体制となっている。

<個人面談>

学期中に随時実施される担当教員と学生との個人面談では、学修指導のみならず、生活指導を含む学生生活全般に対応している。また、3年次からはキャリア指導を担当教員が担うことで、学生の進路決定をサポートしている。

<学修サポートシステム「manaBe(マナビイ)」>

学修サポートシステム「manaBe」は大別して1)シラバス閲覧と履修登録、2)時間割と成績確認、3)作品・論文記録(アーカイブ機能)、4)キャリア情報の閲覧と進路希望の登録、の4つの機能を備えている。

これらの機能を活用することで、学生は当該システム上で自身の学修状況を俯瞰できるとともに、進路決定まで一気通貫したサポートを受けることができる。

教員に対しては、学生情報(出身高校等入学時情報、在籍クラブ等)を提供し、個人面談や個別指導に活用している。システムの学生・教職員の活用状況や利便性等については「教務委員会」を中心に、教員と職員が連携して改善を図っている。

<学修成果可視化システム「DP 達成度評価(略称:DPA)」>

令和3(2021)年度より、学生の学修成果を可視化するための新システムとして「DP 達成度評価(略称:DPA)」を導入した。

当該システムは学生が4年間で履修するカリキュラムが体系的に理解できるとともに、修得済みの

科目やその評価について振り返ることが可能で、自ら自己評価を入力することで学修に対する自己認識と教員評価の差異を把握できるものとなっている。加えて、卒業後の進路目標から逆算した年次ごとの行動計画を記録できる機能も備え、学生一人ひとりが学生生活を計画的かつ主体的に送ることができる。また、「manaBe」からシームレスに遷移できるものとなっており、「manaBe」と「DPA」を一体的に運用することにより、学修成果の可視化を行っている。

<出席管理システム>

平成 28 (2016) 年度より授業の出席状況を web 上で確認できる IC チップ読み取り型のシステムを導入していたが、令和 3 (2021) 年度からはオンライン授業にも対応した、スマートフォン・PC 等で出席の登録が可能なクラウド型のシステム「i-Compass」に移行した。本学では全学生が入学時から個人で PC を保有するものとしており、このことを前提とした BYOD (Bring Your Own Device) 型のシステムとなっている。学生の自己確認はもちろん、教員が担当学生の授業出席状況を逐次確認することにより、出席不振の学生を早期に把握し、迅速に指導やケアができる体制を整備している。

<KUALA (KUA Life Assistant) >

本学が独自に開発したシステムであり、多くの学生が日常的に活用するアプリケーションである「LINE」をベースとして、出席状況の確認や、チャットボット形式で回答可能な学生生活に関する Q&A 集、さらには施設・設備及び各種備品の利用予約を行うことができるものとなっている。

新年度・後期ガイダンス／キャリアガイダンス

新年度及び後期授業の開始前に全学年に対しガイダンスを実施している。特に新入生に対する教務ガイダンスにおいては、学修の基本となる「PLAN:主体的な学修計画、DO:履修、CHECK:成果振り返り、ACTION:計画見直し」の PDCA サイクルを繰り返すことで、能力向上と目指すキャリアの獲得に繋がることを伝え、理解を促している。

また、各学科が実施するガイダンスではディプロマ・ポリシーに基づく学科別のカリキュラム構成についての説明を重点的に行い、各授業は、学位プログラムとしてのカリキュラムに沿って位置づけられたものであることを理解して学修を進められるようにしている。

2～4 年生に対しては、上記に加え進級学年における目標設定や、学生個々の将来設計を踏まえたきめ細やかな履修指導を行っている。

就職活動の開始直前の学期には、活動をスムーズに進めるためのキャリアガイダンスを併せて実施し、エントリーから内定に至る就職活動のスケジュールや自己分析、適性検査及び面接試験の対策といった各種準備事項についての説明を行っている。また、インターンシップ情報の公開に合わせて実施する「インターンシップガイダンス」、採用活動が本格化するタイミングにあわせた「就活キックオフガイダンス」を実施する等、キャリア構築の段階に応じた各種ガイダンスを実施している。

国際交流プログラム

「国際交流センター」を設置し、各種国際交流プログラムの企画・運営を行っている。具体的には、「交換留学プログラム」「海外研修ツアー」の運営のほか、国際意識向上のためのイベント・プログラム等の企画・運営、語学力向上のサポート(オンライン英語教材の利用推進)等を実施している。交換留学については世界 12 ヶ国と地域に所在する 22 大学と交換留学協定を締結している。令和 3 (2021) 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、派遣・受入ともにプログラムの実施を取り止めたが、令和 4 (2022) 年度については後期より派遣・受入ともに再開した。

海外研修ツアーについても、通学課程の芸術学部及び芸術研究科の全学生を対象に参加者を募り、例年夏季・春季に海外研修ツアーを実施しているが、令和 4 (2022) 年度は、令和 3 (2021) 年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、実施を取り止めた。

通信教育課程(芸術学部・芸術研究科)

全学的な教育活動に関する最高意思決定機関として「学長会」を設置している。会議体を構成するメンバーは、学長を議長とし、通信教育課程からは副学長、研究科長、学部長、事務局長が参加しており、教員及び職員が意思決定に意見を述べることのできる体制を構築している。

通信教育課程の教職員で組織した教務委員会にて、印刷教材等による授業、面接授業、メディアを利用した授業のそれぞれの科目種別に応じて、学生にとって学びやすいシラバス執筆方法や添削講評方法の方針を示すとともに、各学科、領域、そして科目ごとに運営の統括責任者となる教員と事務担当職員を配置して、教育計画立案から日々の運営までを教職協働により行っている。

学生からの質問や相談は、電話、メール、郵便、FAX 等で日常的に受け付けており、希望する学生に対しては教員または職員との対面相談の機会も設けている。また、遠隔・対面などの方法に限らず、定期的に研究室主催の学習相談会を開催しており、スクーリング時以外においても学生が直接教員に学習相談ができる機会を設けている。

通信教育課程では学生のほとんどが社会人であることから、仕事等の都合で休学を選択する、あるいは退学をして再入学をする等、比較的自由度の高い学籍異動を可能としている。休学中においても、補助教材の送付や履修相談の受け付けを実施しており、復学へ向けた支援を行っている。

自宅で課題に取り組む学生に対し、学習に関する連絡事項や、学修を進めるにあたってのアドバイスなどを掲載した媒体を年 8 回発行している。また一部の学科では卒業生による支援体制を構築し、学内専用 SNS にて一般的な学習に関する相談受付なども行っている。

全ての科目において授業アンケートを実施しており、教務委員会にて、アンケート結果をもとに各科目における学習内容と指導法の検証を行い、改善に反映させている。

2-2-②TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実**通学課程(芸術学部・芸術研究科)****障がいのある学生への配慮**

障がい学生支援については、平成 30(2018)年度に「障がい学生支援室」を立上げた。関連情報や知識の収集・蓄積、本学の障がい学生の実態調査や支援方法の検討と実施、教職員への研修などの啓発活動、支援体制整備を行っている。障がい学生支援について教学事務室内に担当職員を配置し、学生相談のカウンセラーや学科担当職員と密な情報交換を行い合理的配慮要望への対応を行っている。

オフィスアワー制度

学修に関する相談は、オフィスアワーの中で受け付けている。オフィスアワーとして設定する日時は科目によって異なっており、シラバスに記載をすることで学生に伝達している。一部オフィスアワーの設定が難しい科目においては、学科及び専攻、またはセンターの研究室を通し随時受け付けており、学生から教員に対して授業内容に関する質問及び相談ができる体制を整えている。

TA等の活用

大学院生による TA(Teaching Assistant)制度を整備しており、令和 4(2022)年度は、12 人の大学院生(博士後期課程 4 名、修士課程 8 名)が TA として活動した。TA としての採用に際しては、事務局が主催する TA 研修への参加を義務付けており、令和 4(2022)年度においても全ての TA が参加し、TA としての活動に際しての役割や心構え、留意点等についてレクチャーを行った。

また、芸術教養科目に含まれる「クリエイティブワークショップ I・II」では、クラス担当教員をサポートする学部在生による SA(Student Assistant)を別に配置しており、ワークショップ型の授業を円滑に行うための体制を整備している。

中途退学への対応策の実施

退学防止については下記の4点を指導方針としている。

- ・モチベーションの向上(学修目標の設定)
- ・学修習慣の確立(出席確認による早期対応)
- ・個人面談による状況の把握と個別指導の徹底
- ・成績不振に至った学生に対する修学指導面談

特に入学初年次での修学状況を注視し、前述の学修 PDCA サイクルを円滑に行うことにより、モチベーションと習熟度を高める仕組みと支援体制を整えている。具体的には、出席管理システムを活用した日々の授業出席状況を把握することによる欠席者の早期ケアや、入学直後から始まる個人面談による学修指導を綿密に行うことで、初年次における離籍(退学及び除籍)を抑制している。また、離籍率の低減を実現した学科の退学防止に関する取組みの共有を行い、継続的に改善活動を行っている。

芸術学部全体では、令和4(2022)年度の年間離籍率は、4.6%(令和5(2023)年5月1日時点)となり、昨年度よりも1.4ポイント上昇したため、1年次の学科別の分析の実施と、次年度の改善施策を立案し、改善活動を行う。

通信教育課程(芸術学部・芸術研究科)

スクーリング開講時に、授業運営を円滑に行うために補助職員(スクーリング・アシスタント)を配置している。メディアを利用して行う授業及び一部の印刷教材等による授業において、補助職員(チューター)を配置している。また一部の学科では卒業生による支援体制を構築し、学内専用 SNS 上における一般的な学習に関する相談受付や学生生活面での質問や相談に対応している。

また、定期的に研究室主催のオフィスアワー、学習相談会を開催しており、スクーリング時以外においても学生が直接教員に学習支援を実施する体制を整備している。

障がいのある学生への配慮・支援については、「障がい学生対応相談窓口」を設け、障がいのある学生が適切な支援を受けられるよう、ガイドラインの作成や教職員を対象とする研修の企画運営等に取り組んでいる。心身に不安のある学生については「修学に関する支援申請書」の提出を受け付け、大学と学生間での建設的対話に基づく共通理解を図ったうえで合理的配慮を決定している。主に大学で面接授業を受ける際に、教職員やスクーリング・アシスタントや教職員が連携してこれにあたっている。

(3)2-2の改善・向上方策(将来計画)

通学課程(芸術学部・芸術研究科)

多様なデータから根拠に基づく学修支援・学修指導を行うため、令和3(2021)年度に新たなシステムとして「DP 達成度評価(DPA)」の導入を行った。このことにより、令和2(2020)年度より新たに策定したディプロマ・ポリシーに基づき、学生個々の学修がディプロマ・ポリシーの獲得にどのような成果に繋がっているかを可視化し、学生自身が学修の見直しと将来計画を定めることを支援するとともに、教員が学生の学修成果に応じた的確な指導を行える体制となっている。

また、令和6(2024)年度からの導入を目指して、新カリキュラムの導入を計画している。新カリキュラムの推進に当たっては学修支援体制の拡充が必要不可欠と考えており、面談をはじめ個々の教員が役割を担ってきた学修支援について、職員と教員が密に連携を取りながら推進できる体制へと移行する予定である。

通信教育課程(芸術学部・芸術研究科)

通信教育課程においては、授業を含め学生とのコミュニケーションの多くが、メールや郵便などによる文字中心となるため、その受領、返信等を事務局で一元的に管理し、教員と連携して適切に対応するとともに、そこで得られた経験や、各部署での日々の学修支援の実践例を共有し、それらをもとに、シ

ラバス、学習の手引書等の改訂を実施している。また、オフィスアワーや学習相談会などを対面だけでなく、オンラインで実施するなど、引き続き教職員の役割を適宜見直しながら社会人の要望に対応した学修及び授業支援の体制整備を継続する。

また、令和3(2021)年度より導入しているチャットボット、学内 SNS、CRM の拡充と情報更新により、より目的の情報にたどり着きやすくする環境を整備していく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1)2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2)2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

通学課程(芸術学部・芸術研究科)

本学では、学生一人ひとりのキャリアプランに応じた指導をカリキュラム・ポリシーのひとつに定め、①正課科目の充実(「芸術教養科目内に就職支援授業」、専門科目内でのキャリア科目の設定)、②担当教員制による定期的なキャリア指導、③「キャリアデザインセンター」による就職支援講座や企業説明会の開催と学生個別指導の充実を、指導方針としている。

<正課科目の充実>

芸術教養科目として、本学で学んだ事を社会で活かせるように「自己理解」「職業理解」を深める授業を、1～3 年次まで継続して設置している。なかでも 3 年次前期開講の、より実践的で多様な「就職対策特講」は就職希望の学生の約 9 割が履修し、進路決定につながる実践的な授業内容になっている。

1 年次の「芸術教養科目」内で行なわれる「キャリア研究基礎」では、1 年次前期の学習成果や身についた力を振り返りながら、キャリア形成をスタートさせる。2 年次の後期「キャリア研究実践」では、3 年次から始まるインターンシップに向けて、内定を得た上級生や卒業生の体験談や、就活ナビサイトを使った業界・職種研究、自己分析をしながら大学での学びと将来の進路を結びつける内容になっている。

<担当教員制とキャリア委員会>

教員によるキャリア指導の強化を行ない、平成 29(2017)年度から「代表教授会」にてキャリア支援を重点課題として扱うようになり、令和 2(2020)年度からは代表教授会の月 2 回開催うち、1 回を「キャリア委員会」に変更し、学部長・キャリア部長主導のもと学部全体としてキャリア指導に取り組んでいる。具体的には月 1 回 4 年生の進路活動状況を学科別に報告し、進捗確認及び指導方針の共有を行ない、各教員のタイムリーな進路指導につなげている。また 3 年生のインターンシップ応募・参加状況についても年 4 回調査を行い、早期化する就職活動への対応を行っている。

<キャリアデザインセンター>

全学的なキャリア支援を担う組織として「キャリアデザインセンター」を設けている。「キャリアデザインセンター」には 8 人のカウンセラーを配置、うち 8 人が標準レベルのキャリアコンサルタント有資格者で構成されている。令和 4(2022)年度の就職内定者 731 人に対し当該年度の学生相談件数は 3,515 件となっており、卒業者 883 名中 70.1%が 1 回以上相談に訪れている。学生 1 人あたりの平均面談回数は 5.68 回と、近 3 年間で 160.9%と増加傾向にある。正課外での就職支援講座や企業説明会も年間を通じて開催し、学生が活用できる「就活手帳」や保護者向けの就職情報 Web サイトも運用するほか、学科教員から学生に向けて、大学に届く求人や学内講座・イベントを積極的に活用するように促

している。4年生に行なったアンケートで、決定した進路先(内定企業)を知ったメディアを聞いたところ、キャリアデザインセンター・教員からの紹介が150件で最も多くなった。2番目に多いメディアは、就活ナビサイトのマイナビで146件であった。

令和2(2020)年度以降、新型コロナウイルス感染拡大の後、キャリア支援の学生面談・就活対策講座のオンライン化に加え、大学発行の履歴書・内定者ポートフォリオをWebサイト上で活用できるように変更したり、オンライン面接用の小部屋を用意したりするなど、デジタル化に対応した支援にも力を入れている。

<インターンシップ>

3年次夏のインターンシップへの参加を促進するために、「就職対策特講」を10クラス+留学生専用1クラスの計11クラスを開講し、743名(就職希望者828名の89.7%の学生)が履修し、インターンシップへの参加を促進している。

令和4(2022)年度の3年次夏インターンシップ参加者は、490名(就職希望者のうち67.8%)となり、夏インターンシップ参加者(1社以上)のうち71.1%の308名が令和5(2023)年度4年次の6月末時点で内定を獲得、全体の内定率59.9%より20ポイント以上高い割合となり、3年次夏インターンシップへの参加が早期の内定獲得に繋がっている。また3年次夏インターンシップ参加が3社以上と活動量が多い学生は、4年次6月末内定率が81.9%とさらに高く、インターンシップからある程度ボリュームをとまって業界・職種研究を進めた学生が効果的に就職活動を進めている。

その他の活動支援

正課外活動として、4~6月と10月~12月にかけて先輩の体験談を聞くことができる業界セミナーや各種就活対策講座を年間38本実施し、延べ1,600名を超える学生が参加した。また学内合同企業説明会を、令和4年(2022)年度11月(業界研究会)・3月(合説)の計2回、オンラインと対面併用で開催し、合計75社の企業が参加した。加えて、2022年度は放課後などを使って、学内企業説明会を54件実施し、合同企業説明会と合わせて、年間での学生の参加が延べ2,041名(前年比101.5%)となった。

進路状況

本学は、卒業生の進路決定率(※1)90%を恒常的に維持し、進路の質を高めることを目標に掲げ、上記の取り組みを実行している。進路の質は、具体的には早期内定率や大学院進学率及び卒業時学生満足度アンケートの項目等を学部方針として設定した。進路決定率は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、令和2(2020)年度87.6%とやや減少したが、令和3(2021)年度は90.3%、令和4(2022)年度は91.1%と2年連続で目標90%を超えた。進路の質については4年次9月末の就職率70%以上を学部目標に掲げ、令和4(2022)年度は初めて74.7%と高い水準で学部目標を達成(前年比+13.2ポイント)した。卒業生に占める正規就職者の割合は、平成30(2018)年度以降、それまでの50%台から60%に改善し、新型コロナの影響を受けた年はやや減少したものの令和4(2022)年度は67.6%と過去2番目に高い率となった(最も高い年度は平成30(2018)年度の68.9%)。非正規就職者の割合は平成30(2018)年度までは10%を超えていたが、令和3(2021)年度に9.0%、令和4(2022)年度は7.8%と10%未満を維持している。

※1 進路決定率=[(就職者+進学者)÷卒業生数]

通信教育課程(芸術学部・芸術研究科)

通信教育課程においては、学生の年齢構成や居住地、職業なども多様であり、一律のキャリア指導は困難である。ただし、27歳までの年齢で勤務経験のない新卒に相応する学生で特にキャリア支援を希望する場合には、通学課程の「キャリアデザインセンター」と連携し、以下の支援を行っている。

(1) 求人紹介(新卒対象)

大学に届く求人票を Web 上で閲覧でき、就職相談希望者には(2)のカウンセリングで求人紹介をおこなっている。大学求人は、令和 4(2022)年度実績で年間 18,464 件届いており、広告・Web デザイン・ゲーム・建築など専門職求人のほか、総合職や事務職など幅広く扱っている。

(2) キャリアコンサルタントによる個別カウンセリング

相談者には以下の内容で個別カウンセリングに応じている。

- ① 就活・インターンシップに関する相談
- ② ES／履歴書添削
- ③ 面接練習など

なお、ポートフォリオ指導については、学科・コースの担当教員に学生が相談のうえ対応している。個別カウンセリングは、令和 4(2022)年度は 29 人に対して 44 件の相談を実施し(前年度 11 人に対し 16 件)、前年比 2.7 倍に増加している。

(3) 内定学生のポートフォリオ閲覧

通学部では、企業に内定を獲得した学生からポートフォリオの提供を受けており、キャリアデザインセンター内(京都瓜生山キャンパス)及び Web サイトで通信教育課程の学生も閲覧が可能になっている。

(4) その他

- ・ 学内企業説明会、合同企業説明会への参加
- ・ 各種就活セミナーへの参加(自己分析・ES の書き方・マナー講座・ポートフォリオ作成講座等)

通学課程の学生に提供している支援を、通信教育課程の学生も受けることができる。告知は在学生専用サイト内に「キャリアデザインセンターからのお知らせ」として掲示される。

(3)2-3 の改善・向上方策(将来計画)

通学課程(芸術学部・芸術研究科)

教員によるキャリア指導の強化、教員とキャリアデザインセンターの連携を引き続き行なう。令和 2(2020)年度のカリキュラム改革では「初年次からの進路意識の醸成」「社会実装科目の充実」を強化、3 年次インターンシップ参加に向けた科目設計や進路指導を見直し、進路の質向上を図る体制を整えてきた。現在、令和 6(2024)年度から新カリキュラムの策定を進めており、平成 30(2018)年度入学生より導入した「各学科の進路パターン」を更新し、各学科が目指す進路とカリキュラムを連動させ、社会の変化や産業界のニーズをタイムリーに反映させることにより進路の強化を目指す。

通信教育課程(芸術学部・芸術研究科)

学生の個別のニーズに対応した現状の運用、方法を維持するとともに、若年層の学生が増加しているため、通信教育課程独自のキャリア支援体制やキャリア形成支援科目の設置について検討する。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1)2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2)2-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-4-① 学生生活の安定のための支援

通学課程(芸術学部・芸術研究科)

学生サービス、厚生補導、学生相談等の支援については、学科の研究室や教学支援グループ、保健センター、学生相談室等の対応窓口を設置しており、随時、学生生活の支援を行っている。また、各窓口を明記した一覧リストを「学生手帳」や「在学生専用サイト」等で公表している【図表 2-4-1】。

図表 2-4-1 学生公開資料(学生手帳より抜粋)

学生生活を支援する窓口			
担当部署	場所	受付時間	受付内容
教学事務室	人間館 1F	月～金 9:30～18:30 (長期休暇中の平日、土・祝日 授業日は9:30～17:30) 日・祝・年末年始・学内立入禁止 期間は休止	施設使用・車両入構の申し込み 学費納入方法の変更、学費納付 書発行などの手続き 奨学金に関すること 各種活動支援(蒼山会・学生 会・クラブ・サークル) 学生生活に関する相談(生活上 のトラブル、心身に障がいのある 学生の支援) 留学生支援(在留資格、奨学 金、学生生活ほか全般) アルバイト求人に関すること 落とし物・忘れ物に関すること その他学生生活全般に関すること
			学生証再発行 各種証明書発行 追試験の申し込み 成績確認の願出 履修登録に関する質問・手続き 休学・退学の相談 その他学習全般に関すること
			交換留学、海外研修、語学学習 支援など
			月～金 9:30～18:30 (長期休暇中は17:30まで) 土・日・祝・年末年始・学内立 入禁止期間は休止
芸術教養センター	人間館 4F	月～金 9:30～18:00 土・日・祝・学内立入禁止期間 は休止	芸術教養科目/創造学習科目の 授業に関すること 修学相談、ラーニング・コメン ズ、ラーニング・カフェに関す ること
プロジェクト授業 問合わせ窓口			芸術教養センターで開講するプ ロジェクトに関すること
芸術教育資格支援センター			教職課程(中・高・専修教員免 許状の取得)および学芸員課程 (学芸員資格の取得)に関する 修学・就職相談
学科研究室	学科により 異なる	学科により異なる	各学科の専門科目の授業に関す ること 修学相談、学生生活に関する こと
保健センター	人間館 B1F	月～金 9:30～18:30 土・日・祝 9:00～18:00 (長期休暇中は9:30～17:30) 年末年始・学内立入禁止期間は 休止	健康診断、ケガの応急手当・対 応
学生相談室	人間館 B1F	月～金 10:00～18:00 土日祝・年末年始・学内立入禁 止期間は休止	心と身体の健康相談、心身の障 がいに関する相談
情報システム室	人間館 B1F	9:00～17:30 土日祝・年末年始・学内立入禁 止期間は休止	各種学内アカウントの発行、大 学が発行したメールに関するこ となど

奨学金・学費減免制度

経済的な支援として、①日本学生支援機構奨学金、②学外の奨学金制度の案内を行っている。

<日本学生支援機構奨学金>

学生生活窓口にて日本学生支援機構奨学金を中心とした奨学金事務全般の対応を行っている。令和4(2022)年度は、給付受給者が542人(前年522人)、第一種のみ296人(前年307人)、第二種のみ730人(前年758人)、併用263人(前年269人)、給付受給者は全学生の13.8%(前年13.5%)、貸与利用者は全学生の32.8%(前年34.0%)となった。

令和4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、学生の経済支援のために設置された「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う授業料等減免」制度にて、8人が採用された。

<学外の奨学金制度>

各種団体、各地方自治体等からの学外奨学金の告知を「在学生専用サイト」で行っている。

<大学院における支援制度>

芸術研究科においても日本学生支援機構の奨学金を中心とした経済的支援を行っており、令和4(2022)年度は11人(前年10人)で5.6%(前年5.5%)の受給状況である。さらに、成績優秀者に対しての特待生制度では令和4(2022)年度に授業料半額免除に7人が採用され、京都芸術大学から内部進学する優秀学生に授業料全額が給付される「長谷川記念奨学金」では2人が採用された。

また、全大学院生を対象として個々の研究・制作・発表など活動に対する助成を行う制度「大学院研究・制作・発表助成制度」を設けている。令和4(2022)年度は修士課程・博士課程合計で11件採択された。

課外活動支援

<各種活動支援>

授業以外の学生の自主的な活動(個展、グループ展、公演等)を経済的に支援する「対外文化活動補助制度」を設けており、令和4(2022)年度は17件42万2,103円の補助を行った。また、1年間を通じ独自の制作・研究に対して補助を行う「創作・研究補助制度」も設けており、令和4(2022)年度は5件250万円の補助を行った。なお、採用された学生(グループ)に対しては中間報告書の提出、最終報告会での発表を義務づけ、「学生部長」が指導・助言を行った。

本学には23の公認サークルがあり、学生会により活動資金の補助(令和4(2022)年度補助123万4,280円)を行った。また、活動支援の一環としてサークル棟を整備している。また、学生の作品展示や制作発表を支援するために、学内ギャラリー「ギャラリー・オーブ」やラウンジスペースなどを開放し、展示や発表の機会を提供している。

なお、上記制度の補助については、保護者会費・学生会費を充てている。

健康管理・学生相談

「保健センター」には常勤の保健師・看護師を配置しており、開室は平日9:30~18:30、土日祝9:00~18:00で年間を通じて対応している。令和4(2022)年度の相談件数は延べ4,886件(前年度5,703件)で主な内容は病気・怪我等の処置、健康相談等である。

「学生相談室」には、常勤のカウンセラー(臨床心理士)を設置し、平日10:00~18:00開室し、メンタルヘルスに関する相談を受け付けており、専門的な対応ができる体制をとっている。令和4(2022)年度は1,594件(前年度1,581件)の相談対応を行った。非常勤校医として、内科医、精神科医各1人を配置し、週1回の相談日を設けている。

障がい学生支援については、平成 30(2018)年度に「障がい学生支援室」を上げた。関連情報や知識の収集・蓄積、本学の障がい学生の実態調査や支援方法の検討と実施、教職員への研修などの啓発活動を行っている。

また、相談や悩みはあるが相談先が特定できない学生のために「何でも相談メール」を開設し、担当部署や担当教員につないでいる。

通信教育課程(芸術学部・芸術研究科)

学生からの相談は学生生活に限らず学務課窓口で一元的に受け付け、窓口で解決する場合の場合はその場で回答し、それ以外の場合は相談内容により窓口から最適な担当者へ割り振ることで、最短で必要な回答が得られる仕組みをとり、随時学生を支援している。

奨学金・学費減免制度

経済的な支援として、(1)日本学生支援機構奨学金、(2)大学独自の支援制度、(3)学外の奨学金制度の案内を行っている。

<日本学生支援機構奨学金>

学務課にて奨学金事務全般の対応を行っている。令和 4(2022)年度は、貸与型奨学金としては第二種のみ 6 人(前年 0 人)、併用 1 人(前年 2 人)の受給となった。また、給付型奨学金は、133 人(前年 61 人)が受給した。

<大学独自の支援制度>

通信教育課程では生涯教育を奨励するため独自の修学支援制度を設けて学生を支援している。

同コースでの学習が 5 年目以上となる場合に授業料を減免する「学習支援奨学金」制度は、令和 4(2022)年度は、641 人(前年 663 人)が対象となった。

また、在籍年限終了の翌年度に同一コースに入学した場合、在籍期間を通じて授業料を減免する「年限退学時再入学奨学金」制度は、207 人(前年 172 人)が利用した。

<学外の奨学金制度>

各種団体からの学外奨学金の告知を、学習用 Web サイト「airU マイページ」で行っている。

<大学院における支援制度>

芸術研究科においても日本学生支援機構の貸与型奨学金を中心に経済的支援を行っており、令和 4(2022)年度は第二種が 1 人(前年 0 人)の受給状況であった。

また大学独自の支援制度として、学習が通算 3 年目以上となる場合に学費を減免する「学習支援奨学金」は、令和 4(2022)年度は 4 人(前年 3 人)が利用した。その他本学通信教育課程を卒業・修了した学生が大学院に進学した場合に学費を減免する「内部進学奨学金」制度は、112 人(前年 90 人)が対象となった。

学生生活支援

学生部長のもと「学生委員会」を設置し、学生生活支援及び厚生補導についての審議を行うとともに、ワーキンググループにより令和 4(2022)年度は次の取り組みを行った。

学生・大学院生の創作研究活動に対して経済的支援を行う「学生創作研究助成金」制度を運営し、4 件(前年 3 件)が採択された。

また、卒業生の創作活動支援を目的とした全国公募展や、専門家による特別講義、卒業生・在校生との交流を図る懇親会を企画し、実展示とオンラインを併用して開催した。全国公募展は 54 点(前年 21 点)の出展があり、延べ 327 人(前年 108 人)の来場があり、1,221 回(前年 628 回)のオンライン閲

覧数となった。夏期特別講義は来場者 25 人(前年 11 人)及びオンライン閲覧数 1,050 回(前年 537 回)、冬期特別講義は来場者 44 人(前年 43 人)及びオンライン閲覧数 267 回(前年 603 回)となった。懇親会は夏期の京都開催は 45 人、冬期の東京開催は 44 人の来場者数となった。

学生がテーマに応じて自主活動する「学習会」に対し、教員派遣や教室・備品の貸し出し等の申請を受け付け、5 グループ(前年 6 グループ)の学習会活動を支援した。

(3)2-4 の改善・向上方策(将来計画)

現状の学生の意見を適宜聴取し、丁寧に対応運営していく。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1)2-5の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2)2-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-5-①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

環境整備においては、法的調査(消防設備点検、建築物点検、フロム点検など)及び自己の調査(非構造物点検など)に基づき改修に関する5ヵ年計画を策定し、年度毎に改築工事、改修工事、設備更新等の工事を実施しており、学習環境の安全と向上に努めている。

校地面積は専用で、敷地総面積 67,796 m²、屋外運動場敷地が 18,501 m²であり、校地総面積は合計 86,297 m²となり、大学設置基準上必要とされる 36,660 m²の約 2.4 倍を保有する。また、体育館を除く校舎面積は専用で 64,183 m²であり、大学設置基準上必要とされる 30,431 m²の約 2.1 倍と基準を充たしている。

図書館

図書館(芸術文化情報センターと称す)は、本学教育活動の基盤施設として平成 13(2001)年 4 月に整備された。総延面積 2,728 m²、閲覧スペース 2,286 m²、閲覧席数 452 席の図書館は、本館である大学図書館(歴史学者奈良本辰也記念文庫含む)、こども図書館「ピッコリー」により構成されている。また、外苑キャンパスにも 15 m²の図書スペースがあり、蔵書は大学図書として登録している。

学内展示施設及び付属施設

美術、デザイン、映画、舞台芸術など多様な教育に対応するため、学内にギャラリーや博物館相当施設を完備し、また大学全体として制作・研究活動を活性化する観点から、学生ラウンジや実習室、廊下等に展示用器具(照明やワイヤーレール)を整えている。附属施設は以下のとおり(一部教室施設と重複する)。

京都芸術劇場春秋座 (大劇場)	本格的な歌舞伎公演が実施できる舞台機構と 852 席の観客席を擁し、現代劇やオペラ等の上演、映画上映にも対応した劇場。7,460 m ²
studio21 (小劇場)	現代演劇やダンス、パフォーマンスなど、舞台表現の実験を行うユーティリティ劇場。349 m ²
芸術館	京都芸術大学所蔵品を展示する博物館相当施設。縄文土器類コレクション約 280 点、シルクロード工芸品約 170 点(寄贈)を収蔵。豊原国周の浮世絵作品約 360 点(寄贈)及び同データベースを所蔵・管理。常設展、企画展のほか、学芸員課程の博物館実習に活用。401 m ²
ギャラリー・オーブ (Galerie Aube)	多目的ギャラリー。学生・教員作品展、国内外作家の展覧会などを開催。一般開放。教育実践の目的で、企画から展示まで学生が関わるプログラムも展開。482 m ²
ウルトラファクトリー	さまざまな機械・工具や技術スタッフをそろえ、金属加工・樹脂成型・木材加工ができる全学共通工房。第一線で活躍するアーティストやデザイナーが行うプロジェクト型実践授業も実施しており、第一線で活躍しているクリエイターと学生が共同制作した作品は、芸術祭など国内外で

	発表される。1,311 m ²
黒田村アートビレッジ (京都市右京区)	学生、教職員のための宿泊研修施設。ゼミ、課外活動、クラブなどの合宿に活用可能。陶芸の登り窯、電気窯、ろくろの設備を備える。収容人数は約 30 人。509 m ²
康耀堂美術館 (長野県茅野市)	蓼科高原入口に位置する敷地面積 18,725 m ² 、床面積 1,308 m ² の美術館。近現代の日本画・洋画作品・ガラス工芸作品など 400 点あまりを収蔵。学生の美術研修や学芸員課程の博物館実習に活用。

体育・スポーツ施設

体育館は 1,035 m²で、バスケットコートとバレーボールコート 2 面を確保することができる。体育授業だけでなく、初年次教育におけるワークショップ、学生のクラブ活動、大学行事にも使用している。

運動場は 3,083 m²で、瓜生山キャンパス北方約 4km に位置し、テニスコート 2 面とフットサルコート 1 面を有する。

学生厚生施設

学生の厚生施設として、以下を設けている。

学生食堂	コロナ禍以降は昼のみの営業としているが、混雑緩和のために弁当販売を拡充している。日程は限定となるが、夜泣きそばと銘打ち、ラーメンを学生ラウンジにて出張で提供している。671 m ²
カフェ	人間館本部棟の学生ラウンジ中央に位置し、コーヒー、パン、ケーキ等を販売している。36 m ²
売店	多種の飲食物を販売し、学生ニーズに対応。30 m ²
購買部	文房具や授業で必要となる画材全般を割引価格で販売。326 m ²
保健センター	土日にもスタッフを配し、学生の健康診断を実施し、健康管理支援や救急事案に対応。82 m ²
学生相談室	2 室を設け、学生のメンタルケアを実施。常駐カウンセラーに加え、精神科医も定期的に配置。18 m ² 、9 m ²
学生ラウンジ	本部棟 1 階に位置する学生の休憩、食事、サークル活動、自習空間。什器を片付ければ制作発表の場(学科展、卒業制作展など)としても利用することができる。1,083 m ²
クラブボックス	一棟 28 室をクラブボックスとして提供。355 m ²

施設・設備の安全性

耐震対策として、各所の非構造物の耐震化や吊り天井の落下防止工事、旧耐震基準建築物の耐震工事、改築工事を実施しており、キャンパス建物の耐震工事は完了している。

防火対策としては、消火・消防設備について、京都市左京消防署に随時指導を仰ぎながら年 2 回の法定定期点検を専門業者により実施している。

防災対策としては、年 1 回の専門業者による防災点検を受けるとともに、教職員に対し Zoom での防災訓練を実施し、令和 5(2023)年 3 月には在学生全員に対し、独自制作をした防災訓練ビデオを視聴してもらい、防災に関する意識と知識の向上に努めている。

また、学園の危機管理についての基本方針をまとめた「学校法人瓜生山学園危機管理基本マニュアル」を整備した。飲料水、食料、簡易トイレや災害用毛布等の災害時用の備蓄を平成 28(2016)年度より 5 年間で購入完了し、京都では約 1300 名が、外苑キャンパスでは約 60 名が 3 日間過ごすことを想定した量を備えている。

建築物、建築設備については、京都市の条例に基づき、専門業者による点検を行い、不備箇所の

改善、補修を実施している。施設維持については、建築、電気、機械設備の専門業者が学内に常駐し、故障やメンテナンスの対応を行っている。瓜生山キャンパス敷地の過半が山林となっているため、年間を通じ専門業者による森林整備を行い、倒木等による人的被害を防いでいる。

各実習棟において導入している様々な特殊機械、工具、工作機械については、担当教員による安全教育を実施し、専門の技術員を配することで安全を確保している。

2-5-②実習施設、図書館等の有効活用

図書館

図書館(芸術文化情報センターと称す)は、令和4(2022)年度の1日平均利用者数約209名に対し、閲覧スペース・席数ともに充足している。

令和4年(2022)年度の総入館者数は66,778(うち外部948)人、年間貸出冊数は34,638冊であった。

令和4(2022)年度の開館日数は309日であり、通学・通信両課程の全開講日に対応している。開館時間は平日:9:00~20:00/土曜:10:00~19:00、日祝:10:00~18:00としており、通常開館中は学外者の利用も可能となっている。

芸術系大学の特色に基づいた資料や映像メディア資料に加え、学生生活参考資料、大学での学びのための基礎資料、教養系基礎資料、進路研究資料の充実を推進しており、令和4(2022)年度末時点で、図書15万5,354冊、視聴覚資料10,527点、学術データベース4種、電子ジャーナル213タイトルを保有している。

館内には蔵書検索端末9台、データベース専用端末4台、スキャナ等の周辺機器、印刷用パソコン、プリンター、コピー機、学内LAN環境を用意して、日常の学習支援、自主的な学びや研究の支援を行っている。なお、教職員と学生には個人アカウントが付与され、学内外から図書館サービスを活用できる「マイライブラリ」機能を利用することができる。

通常の図書館機能の整備・充実以外に、次の連携活動を展開している。

- ・「相互利用制度」を介し、教職員・学生の資料収集や他機関活用をサポート
- ・図書館内に「セミアクティブ・ゾーン」(学習室)を設置し、グループワークを促進(通常開館時のみ)
- ・クラス別図書館活用ガイダンス(データベース活用ガイダンス、zoomを使ったオンラインによる情報検索ガイダンス)を通年で実施
- ・年4回、学生の学習に対するモチベーション喚起を目的とした資料の企画展示を実施
- ・学術機関リポジトリを開設し、研究業績のアーカイブと対外発信を推進

通信教育課程の学生に対しては、通学部と同等の対面サービスの他に、遠隔サービス(郵送貸出等)と居住地域図書館活用情報を提供し、さまざまな学習形態を有する学生の学習を支援している。

情報サービス等

瓜生山キャンパス・人間館が本学の情報発信の中心であり、1階学生ラウンジ周辺に掲示板等を集約している。また、全学生対象に学内LAN利用アカウントと本学独自のメールアドレスを付与し、学習情報のみならず、学生生活、安全確保に係る情報の提供と集約に取り組んでいる。

情報設備としては、学内LANが全施設に敷設されているほか、学生ラウンジ・図書館・食堂・各学科の主要教室及び研究室周辺に無線LANアクセスポイントを設置し、ほぼ全学生が所有するノートパソコンに学内LAN接続サービスを提供している。

また、学園全体としてのインターネット主要回線は接続先の異なる2回線(学術情報ネットワークSINET6及び民間プロバイダ1回線)を保有し、冗長化された高速インターネット環境を実現しつつ、ファイアウォールなどのセキュリティ対策とあわせ安定稼動を担保している。

IT ツールに関しては、Microsoft やアドビシステムズ、Zoom ビデオコミュニケーションズ等と契約を締結することで、Microsoft Office 製品やデジタルコンテンツ制作・編集用ソフトウェア(Adobe CC 製品)等の利用環境を準備し、オンライン授業が実施可能な環境を提供している。

2-5-③バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

施設・設備の利便性

バリアフリーへの対応については、隣接道路からの迂回路設置、縦導線確保のためのエレベーター増設、最上部校舎までの連絡道路及びスロープの勾配・段差修正、バリアフリートイレの設置など改善を行っている。

2-5-④授業を行う学生数の適切な管理

通学課程(芸術学部・芸術研究科)

令和4(2022)年度は、芸術学部における全開講クラス1,696件中、履修登録者が50人以下の科目が1,355件(79.9%)を占めており、51～150人は260件(15.3%)、151人以上は81件(4.8%)で、全体としては適正なクラス規模により運営している。50人以下の開講クラスが大部分を占めているのは、学修のPDCAサイクルを促進するため、担当教員が各学生の履修状況を把握しやすくし、学生からの学習相談にも迅速に対応できる体制にしているためである。また、大人数授業については教育効果を勘案した上で適宜 Zoom による授業運営とするなど、内容に応じた運営体制をとっている。

芸術研究科においては、修士課程及び博士課程ともに1on1での研究指導を中心とする演習・研究科目がカリキュラム上の主軸となっており、必要に応じて関連する研究テーマを持つ複数の学生によるゼミ指導を行うなど、学生数を適切に管理している。

通信教育課程(芸術学部・芸術研究科)

通信教育課程においては、自宅学習を中心とするその教育特性から、インターネット上に学習用 Web サイトを構築している。自宅にいながらにして各種教材へのアクセスや、教員への質問及び学生間での意見交換が可能な環境を整備しているほか、eラーニングを中心とした「WS(ウェブスクーリング)科目」や「スクーリング科目」においてもメディアを活用した同時双方向型・オンデマンド型授業等を充実させている。

Web 会議ソフト(Zoom)を用いたオンライン授業である「スクーリング」では、オンデマンド動画視聴と組み合わせたハイブリッド型授業の開講や、同一科目の開講においても、キャンパスにおける対面授業かオンライン授業かを選択できるハイフレックス型授業を開講し、効果的な事前・事後課題を設定するなど、科目の特性に合わせた柔軟な授業形態を採用している。居住地に関係なく学習できる環境を提供するとともに、教室の規模に制限を受けない授業運営を行っている。

また、芸術を学ぶ上で必須となる能力の修得のために、週末を中心として面接授業である「スクーリング」を実施している。1クラスあたり25名を基準として授業運営を行うことにより、受講する学生一人ひとりに細やかな指導の行き届く規模を担保している。面接授業の開講にあたっては、同一科目を年度内に複数日程開講、または同一日程の中で教員を増員して複数クラスで開講するなど、在籍者数に応じて受け入れの体制を整備している。

(3)2-5の改善・向上方策(将来計画)

学園キャンパスは斜面地に立地しており、バリアフリーを実施するには困難を要するが、改善工事を計画的に行い、利便性を向上させる。施設の経年劣化の進行を防ぐ為に、年度ごとの改修計画を実施し、漏水予防の為に外壁改修及びトイレ更新、空調更新、インフラ整備を順次行っていく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1)2-6の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2)2-6の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-6-①学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

通学課程(芸術学部・芸術研究科)

芸術学部及び芸術研究科における授業科目ごとの学生からの評価及び改善要望は、「授業改善アンケート」によって収集している。「授業改善アンケート」は全授業科目において実施し、学生の授業に対する姿勢と教員の授業運営に対する評価を調査する内容となっている。調査結果から学生の意見等を把握し、教育計画の策定や施設備品の改善に活用している。「卒業時アンケート」は、芸術学部において平成 26(2014)年度から実施しており、卒業時の修学結果に対しての満足度等を調査する内容となっている。結果については「代表教授会」等で共有を図り、次年度の教育計画に反映させることにより改善をはかっている。

また、芸術学部の各年次における学生生活及び学修全般に係る意見・要望の把握と分析のため、「学生生活・学習アンケート」を実施している。本アンケートから抽出される意見・要望は窓口サービスや施設・設備に関するものなど多岐に渡っており、大学運営全般における改善の糸口として「学長会」及び「代表教授会」等で分析結果の報告がなされている。

通信教育課程(芸術学部・芸術研究科)

学修支援に関する学生意見・要望の把握については、全学生対象の Web 問合せ窓口「コンシェルジュ」からの質問フォームや電話・メール・FAX 等により随時受け付け、学務課において把握・分析を行い、必要に応じて「代表教授会」にて報告し、速やかに改善取り組みを行っている。

また、「卒業生アンケート」を実施しており、学習環境や学修支援についての満足度調査を実施し、結果については「教務委員会」等で共有を図り、次年度の教育計画に反映させることにより改善をはかっている。

2-6-②心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

通学課程(芸術学部・芸術研究科)

全学生対象の「学生生活・学習アンケート」については、「教学支援一課」で結果を分析し、「代表教授会」で報告し、改善の取り組みを行っている。また、学生の代表者で構成される「代議員制度」を設けており、各種活動について学生同士が主体的に議論し企画・実行ができる組織を編成している。その他、担当職員が窓口となり、様々な要望・意見のヒアリングを行っている。

通信教育課程(芸術学部・芸術研究科)

学生からの心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する意見・要望は、学務課窓口で一元的に受け付け、学務課担当者において把握・分析を行い、必要に応じて「学生委員会」へ報告し、改善取り組みを行っている。

2-6-③学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

通学課程(芸術学部・芸術研究科)

前項 2-6-②と同様に、全学生対象の「授業改善アンケート」や「学生生活・学習アンケート」にて結果を分析し、改善に取り組んでいる。「学生生活・学習アンケート」は、毎年1回全学生を対象に実施する。学生生活全般、課外活動等の実態を確認する調査であり、分析結果は「代表教授会」で報告し結果の共有を行っている。また、各学科より代表となる学生を選出する代議員制度を採っており、その議論の中から出された意見や、「学生生活・学習アンケート」により学生の要望等も聴取することとしている。学生からの意見を反映した具体例としては、トイレの洋式化(温水便座付)があり、改修工事を順次進めている。

通信教育課程(芸術学部・芸術研究科)

授業運営とカリキュラム改善のため、授業アンケートを実施し教務委員会にて結果をもとに学習内容と指導法の検証を行い、改善に反映させている。また、卒業生・修了生向けに学習環境に関するアンケートを実施しており、状況の把握・分析を行い、教育内容及び学修環境の改善取り組みを行っている。

(3)2-6の改善・向上方策(将来計画)

通学課程(芸術学部・芸術研究科)

2024(令和6)年度よりスタートする新カリキュラムに向けて、既に策定されているアセスメント・ポリシーを基に、収集するデータだけでなく改善活動までを網羅したアセスメント・プランの策定に着手している。各種アンケート類についても、アセスメント・プランに基づき重複がなく趣旨及び意図に合致した設問となるよう、改訂を行う予定である。

また、芸術研究科においても芸術学部と同様にアセスメント・プランの策定に取り組んでいく。「学生生活・学習アンケート」は継続して実施するが、設問についてはより学生の意見や要望の把握ができるよう再設計し、学生の更なる意見や要望を可視化することにより学修環境などの改善を推進する。

通信教育課程(芸術学部・芸術研究科)

現状の学生の意見を適宜聴取し、丁寧に対応・運営していく。

[基準2の自己評価]

学生の受け入れについては、建学の精神、基本理念(教育理念)、使命・目的及び人材育成目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを明確に定め、学内外に広く周知している。またアドミッション・ポリシーに基づき、多様な入学者選抜を適正な体制のもと公正に実施し、教育を行う環境を確保しつつ、適正な入学者数を確保している。

学修支援については、学生状況を適切に把握するための学修支援システムの充実や、TAの活用やオフィスアワー制度、障がいのある学生への支援制度に加え、教職協働による各種委員会や会議を設置し、計画的且つ充実した支援体制を整備している。

キャリア支援については、正課授業を体系的に配置し、インターンシップへの参加を積極的に促進するなど、「キャリアデザインセンター」による全学的な支援とあわせ、担当教員による個別指導を組み合わせた支援体制を整備している。

学生サービスについては、学生生活の安定のための支援として、学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援及び、奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っている。

学修環境の整備については、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設等を適切に整備し、有効

に活用している。また、施設・設備の安全性についても、計画に基づき適切に管理している。

学生の意見・要望への対応については、様々なアンケートや代議員制度、学生参画型のFD研修などを通じて、学生の意見等をくみ上げる仕組みが適切に整備されており、具体的な改善に繋がっている。以上のことから「基準2 学生」を満たしている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1)3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2)3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-1-①教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

通学課程芸術学部

芸術学部では、平成 24(2012)年度より教育改革の検討を重ね、平成 26(2014)年度に「代表教授会」及び「学長会」の議を経て、本学園の使命・目的に則した教育目標、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを定めた。その後、平成 30(2018)年度に、大学教育の質保証及び社会から求められる人材の高度化に対応するため、教育目標及びディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを一部改定した。

また、教育目標については令和元(2019)年度に一部修正を行い、新たな教育目標は『人類が直面する困難な課題を克服するために、「人間力」と「創造力」を鍛え、社会の変革に役立てることのできる人材を育成する。』としている。職業としての芸術家育成だけでなく、芸術教育を通して得た「人間力」と「創造力」を活かして、広く社会に参画できる学生の育成を目標とし、教育目標の達成を計る数値目標として進路決定率 90%を掲げている。

教育目標に基づき、令和 2(2020)年度、「代表教授会」及び「学長会」の議を経て、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの改定を行った。新たなディプロマ・ポリシーでは、「人間力」と「創造力」の具体的な能力として「7つの能力」を定義し、それらを修得することを学位授与の方針と定めた。カリキュラム・ポリシーでは、ディプロマ・ポリシーに基づいて体系的に学修することができるよう、教育課程編成方針とカリキュラム運営にあたっての方針を定めている。

図表 3-1-1 学士課程「ディプロマ・ポリシー」(以下引用)

京都芸術大学学士課程は、「藝術立国」を基本使命とし、教育目標に定める社会の変革を担うことのできる人材の育成を目的として、自立したひとりの人間として生きるための「人間力:知識/思考力/行動力/倫理観」と、芸術の力を社会のために生かす「創造力:発想力/構想力/表現力」を身につけるべき力として、その修得をめざします。	
「人間力」	
知識	人間、社会、自然等に関する知識・情報を体系的に収集・理解できる
思考力	正しい情報をもとに、物事を論理的に考えることができる
行動力	設定した課題に対し、自らを律しながら他者と共に粘り強く継続的に取り組むことができる
倫理観	自らの良心に従い、社会のために芸術・デザインの力を生かすことができる
「創造力」	
発想力	豊かな感性からの直感を、概念・イメージなどにまとめることができる
構想力	概念・イメージなどを紡ぎ合わせ、テーマ・仮説として練り上げることができる
表現力	テーマ・仮説などを、様々な媒体によって可視化し提案することができる

以上の内容については、ホームページ上に掲載し、学内外に対して明示すると共に、在学生専用サイト内「学修ガイド」や、ガイダンスにて学生に向けて周知している。

通学課程芸術研究科

平成 26 (2014) 年度に、芸術研究科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定めている。また、理論研究と創作を横断的に学ぶ「有機的連動」の教育方針をより明確化するため、平成 27 (2015) 年度入学生より、修士課程「芸術文化研究専攻」と「芸術表現専攻」の 2 専攻を廃止し「芸術専攻(修士)」を新たに設置した。同様に理論研究と創作の横断的な教育方針を掲げる「芸術専攻(博士)」の体系的な教育カリキュラムを構築することで、両課程の連動性はより強固なものとなっている。

図表 3-1-2 修士課程「ディプロマ・ポリシー」

修士課程

修士課程では、芸術・文化に関する広範で清新な知識を基礎にして、社会や自然における芸術の意義と役割を認識するとともに、個別の専門領域において発見した独自のテーマを柔軟かつ論理的な思考によって展開し、高度な成果物として表現できる人材を育成します。さらに、学位の種別に応じて、次の能力の獲得を目指します。

既存の価値観にとらわれることなく、新たな視点による学際的研究に取り組み、その成果を学術論文としての確にまとめる能力(「修士(学術)」授与の場合)。

自己と他者、芸術と社会、個と全体の関わりについて真摯に向き合い、高度な意志疎通能力と呈示能力を備え、作家、研究者などの専門的職業人や芸術的手法を駆使する社会人として、芸術分野の将来的発展に寄与する能力(「修士(芸術)」授与の場合)。

図表 3-1-3 博士後期課程「ディプロマ・ポリシー」

博士後期課程

博士後期課程では、人類の叡智を発展的に継承し、芸術・文化に関する優れた理論研究または研究・制作に邁進し、その成果を国際社会に広く発信することによって、芸術による平和創造の礎を築く人材を育成します。

理論研究においては、芸術による平和創造に寄与する価値観の構築をめざし、既存の学問分野にとらわれることなく、幅広い視野と斬新な視点によって芸術文化の神髄に迫る能力の獲得を目指します。

芸術表現・制作においては、柔軟な思考と斬新な技術によって創造の地平を切り開き、真に現代的な芸術表現に挑み続ける能力の獲得を目指します。

以上の内容については、ホームページ上に掲載し、学内外に対して明示すると共に、在学生専用サイト内「大学院ハンドブック」や、ガイダンスにて学生に向けて周知している。

通信教育課程(芸術学部・芸術研究科)

平成 29 (2017) 年 4 月より、通学課程(芸術学部、芸術研究科)と通信教育課程(通信教育部芸術学部、芸術研究科(通信教育))のディプロマ・ポリシーを以下の内容で一本化した。【図表 3-1-1】【図表 3-1-2】これを学生の履修方法を記した「学習ガイド」や通信教育課程のホームページ等で明示している。

3-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

通学課程(芸術学部・芸術研究科)

単位認定基準

単位の授与については、「京都芸術大学学則」(第 12 条、第 17 条、第 18 条)及び「京都芸術大学大学院学則」(第 13 条、第 36 条、第 36 条の 2)において規定するとともに、詳細を学部においては「学修ガイド」、大学院においては「大学院ハンドブック」に記載し周知している。

大学設置基準に定められた単位制の基準に基づき、講義科目 15 講時 2 単位、演習科目 30 講時 2 単位を基本としている。シラバスにおいて全ての科目で到達目標とそれに基づく評価基準や評価方法を明示し、課題評価、期末試験等の方法により成績評価を行い、60 点以上を合格とし、配当された単位数を単位認定している。

図表 3-1-4 成績評価

評価	素点	
S	90 ～ 100	特に優れている
A	80 ～ 89	優れている
B	70 ～ 79	標準である
C	60 ～ 69	合格と認められる最低限の成績である
D	0 ～ 59	不合格
F	—	評価対象外 ※全授業時間数の 2/3 以上の出席がない場合(令和元(2019)年度より)。平成 30(2018)年度までは「評価不能」

なお、成績発表後一定期間を「成績確認期間」とし、学生からの成績に関する問い合わせ・確認を受け付けている。成績修正の可否判断は科目担当教員の確認を経て、センター長または学科長(学部)、専攻長(研究科)の決裁において行っている。

卒業認定基準

卒業・修了要件については、「京都芸術大学学則」(第 19 条、第 20 条)及び「京都芸術大学大学院学則」(第 36 条、第 36 条の 2)において規定するとともに、詳細を学部においては「学修ガイド」、大学院においては「大学院ハンドブック」に記載し、周知を行っている。

芸術学部においては休学期間を除いて本学に 4 年以上在籍し、「芸術教養科目」「専門科目」「自由選択科目」から必要な単位数及び必修科目の修得によって合計 124 単位以上修得することが卒業要件となる。卒業判定については「代表教授会」において、全学生の卒業要件に対する充足状況の確認、審議を経て学長が卒業を認定している。

なお、入学前の既修得単位や他大学や短大で修得した単位の扱いについては、合わせて 60 単位を超えない範囲で卒業単位に算入することを平成 28(2016)年度に学則に定めた(編入学・転入学等の場合を除く)。

図表 3-1-5 学部 卒業要件

休学期間を除いて本学に4年以上在籍すること (2年次編入生は3年以上、3年次編入生は2年以上) かつ下記の要件を満たすこと。			
芸術教養科目	専門科目	自由選択科目	合計
創造基礎科目群から3単位以上かつ全体で40単位以上	各学科の必修科目を修得かつ全体で60単位以上(環境デザイン学科は63単位以上)	単位互換で修得した単位など(教職科目、学芸員科目を修得した場合、合計12単位を上限として算入)	124単位以上修得

進級基準

進級要件については、以下の通り定めている。なお、以下に加え、美術工芸学科、情報デザイン学科、空間演出デザイン学科、環境デザイン学科、舞台芸術学科、文芸表現学科、アートプロデュース学科、こども芸術学科、歴史遺産学科については、指定科目の修得を進級要件としている。要件については、「学修ガイド」や新入生ガイダンス等で周知している。

図表 3-1-6 進級要件

学年	2年次	3年次	4年次
卒業合計単位数	20単位	48単位	90単位

修了基準

修士課程においては、必修科目(「芸術文化論特論1・2」、「芸術文化原論」から1科目、「芸術分野特論」から研究領域に関する指定1科目)を含む講義科目16単位以上と、演習科目8単位(「演習1」「演習2」、各4単位)、研究科目8単位(「研究1」「研究2」、各4単位)の合計32単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で「修士論文」または「修士論文及び修士制作」の審査及び試験に合格することを修了の要件としている。修士課程における在籍一年間での学位取得については別途「大学院ハンドブック」に記載し学生に周知している。

博士後期課程においては、必修科目4単位、「研究Ⅰ～Ⅵ」より1科目12単位(3年間継続履修)、合計16単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び試験に合格することを修了の要件としている。なお、特に優れた業績を挙げた者については、別途「学位(博士)授与に関する内規」において、「在学期間2年以上で足りるものとする」と定めており、「大学院ハンドブック」に記載し学生に周知している。

修士課程及び博士後期課程の両課程に共通して、学位審査における審査の基準については「京都芸術大学大学院学位規程」に記載し、「大学院ハンドブック」に盛り込み学生に周知している。

図表 3-1-5 博士後期課程 修了要件(大学院ハンドブックより抜粋)

科目	修了要件	科目概要
必修特論 ・比較芸術文化論特論	4単位	共通必修科目として「比較芸術文化論特論」を設ける。本科目は、芸術文化の普遍性と個性を広い視野から概観するとともに、全学生の問題意識の共有化をはかることを意図したもので、第一線で活躍している研究者、作家、伝統芸術継承者等を特別講師として適宜招聘し、学生の研究・制作活動への刺激とすることで問題の発見・探求・創出の糸口を呈示する。
2020年以前入学生対象	研究科目（1科目必修） ・研究Ⅰ～Ⅵ	12単位 (3年間継続履修)
	制作科目 ・研究Ⅰ～Ⅳ	修了要件に含まない
2021年以降入学生対象	研究科目（3科目必修） ・理論研究1～3	各4単位 計12単位
	制作科目 ・制作研究1～3	修了要件に含まない
合計16単位		
+		
必要な研究指導 + 「博士論文」の審査および試験に合格		
↓		
学位取得		
「博士（芸術）」または「博士（学術）」		
※なお、特に優れた業績を挙げた者については、別に定めるところにより、「在学期間2年以上で足りるものとする」としてあります（「学位（博士）授与に関する内規」参照）。		

図表 3-1-6 修士課程 修了要件(大学院ハンドブックより抜粋)

科目	修了要件	科目概要
講義 必修特論(各2単位) ・芸術文化論特論1 ・芸術文化論特論2	2科目必修 4単位	共通必修科目として「芸術文化論特論」を設ける。本科目は、芸術文化の普遍性と個性を広い視野から概観するとともに、全学生の問題意識の共有化をはかることを意図したもので、第一線で活躍している研究者、作家、伝統芸術継承者等を特別講師として適宜招聘し、学生の研究・制作活動への刺激とすることで問題の発見・探求・創出の糸口を呈示する。
原論(各2単位) ・芸術文化原論1～10	1科目選択必修 2単位	大学院の芸術文化研究の支柱である「比較文化、歴史、造形史、精神史、身体論、文学、デザイン論的研究」を進めるうえで、その基底となる考え方、研究の基本的道筋を、博士課程担当教員中心にそれぞれが目下の課題を切り口として指導する。
分野特論(各4単位) ・芸術分野特論1～19	指定された1科目必修 4単位	研究・制作の基礎、基盤となる、より専門的視座に特化した講義科目。
	上記を含む講義科目 16単位以上	
演習・研究 演習・研究(各4単位) ・芸術文化演習/歴史遺産演習/芸術専門演習1・2 ・芸術文化研究/歴史遺産研究/芸術専門研究1・2	4科目必修 演習8単位 研究8単位 合計16単位	演習は1年次科目とし、個々の学生の問題意識の啓発とその研究展開を図る方法論の指導を基本とする。 研究は2年次科目であり、1年次からの継続性を重視しつつ、学位審査に向けた研究課題の設定と、その提示方法の研鑽に主眼を置く。なお、個々の研究内容の詳細については、指導教員と計画の上決定する。
上記要件を満たした32単位以上修得		
※特別開講科目および「建築総合演習」「建築総合研究」は修了要件に含まない。		
+		
必要な研究指導 + 修士論文等の研究成果物の審査および試験に合格		
↓		
学位取得 「修士(芸術)」または「修士(学術)」		
○ <修士課程における在籍期間1年以上での学位取得について>		
入学時において、既に教育実践や研究論文、権威ある展覧会、競技会等における優秀な受賞歴等の実績があり、かつ、修士論文、修士制作物のテーマとなり得る研究課題を有し、入学年度の学位審査に合格する資質、可能性があるとして判断された者は、入学選考時の業績評価を1年次必修の演習(8単位)に読み替え、修了要件の残り24単位を1年間で履修することにより、在学期間1年で学位が取得できる場合がある。		

通信教育課程(芸術学部・芸術研究科)

1単位の授業は予習・復習を含めて45時間の学習を前提とし、シラバスに、ディプロマ・ポリシーを踏まえた各授業の到達目標や授業評価方法・基準を「シラバス」に明記し、それらに従い厳正に単位認定を行っている。進級については卒業(修了)研究・制作に取り組み前に満たしておくべき要件として、卒業(修了)研究・制作の着手要件を設け、「コースガイド」に明示している。

3-1-③単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用**通学課程(芸術学部・芸術研究科)****単位認定基準**

単位認定は課題提出、期末試験等の評価方法により科目担当教員が厳正に実施している。各科目の到達目標、評価方法及び評価基準については全学生が閲覧可能な Web シラバスに記載し、履修登録前に公開を行っている。

授業は毎回出席することを前提として設計されており、全授業時間数の 2/3 以上の出席がない場合は「F(評価対象外)」となり、単位認定の対象とならない。

GPA 制度

芸術学部では、科目毎の成績評価に対して GP(グレードポイント)をつけて、全履修科目における単位あたりの平均を GPA として算出しており、その算定上の分子としては、成績を 4 点満点の基準で点数化(S=4、A=3、B=2、C=1、D=0、F=0)し、科目の単位数を掛け合わせた数値の総和としている。GPA については、1~3 年生の各学年で学科毎に単年度の GPA スコア 上位 10%の学生を年度終了時に学内掲示を行い、卒業年次生については卒業式において表彰するなどの顕彰を行っている。また、令和 3(2021)年度からは学修ポートフォリオシステム「DP 達成度評価(略称:DPA)」を導入し、GPA を含めた科目ごとの学修成果を学生自身が把握できる体制を構築した。

通信教育課程(芸術学部・芸術研究科)

面接授業は、講義科目が 7.5 講時 1 単位、演習科目が 15 講時 1 単位としている。印刷教材による授業は、A5 版テキスト 100 ページの教材を 1 単位相当として指定し、1 単位 1,600 字相当のレポート(作品)課題提出と単位修得試験を課している。メディア等を利用した遠隔授業についてもこれら両形式の授業での時間数や教材ボリュームを基準として、1 単位あたり 45 時間をかけた学習を進められるよう授業を設計している。「シラバス」において科目毎に単位数を明記しており、成績評価の方法を「学習ガイド」に明示し、これに基づいて評価を行っている。

平成 29(2017)年度より、年間で適切な履修計画をたてることにより十分な学習時間を確保し、授業内容を着実に身につけることを目的として CAP 制を導入し、スクーリング科目(Web スクーリング・芸術学舎・資格関連科目除く)において年間の履修上限単位数を 24 単位としている。また、テキスト科目とあわせて年間 35 単位前後の履修を推奨しており、単位の実質化をはかっている。

卒業(修了)判定は要件に基づき、「代表教授会(研究科委員会)」の審議を経て、学長が卒業(修了)を認定している。

(3)3-1 の改善・向上方策(将来計画)**通学課程(芸術学部・芸術研究科)**

学部においては、令和 2(2020)年度に学生の学修目標及び卒業生に備わっている能力水準の明示としてディプロマ・ポリシーの刷新を行った。併せて新しいディプロマ・ポリシーを獲得するための新たなカリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの策定も行った。現在、令和 6(2024)年度より適用するディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを策定し、それに基づく新カリキュラムの策定に着手している。

研究科においては、令和 5(2023)年度よりデザイン系の領域を中心にオンライン授業を積極的に取り入れた、柔軟な教育体制の新専攻「芸術環境専攻」を開設した。加えて、令和 7(2025)年度に向けて、既設の芸術専攻(修士課程)について、教育研究活動の高質化を目的とした改編の構想に取り組んでいる。

通信教育課程(芸術学部・芸術研究科)

現在の方法を維持するとともに、シラバス、ホームページ、ガイダンス等で単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準を学生へ周知する機会を十分に設け、厳正な運営を行なっていく。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1)3-2の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2)3-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

通学課程芸術学部

平成 26(2014)年度に本学園の使命・目的に則した教育目標、ディプロマ・ポリシーの刷新に併せ、「代表教授会」及び「学長会」での審議を経て刷新したカリキュラム・ポリシーを定めた。平成 30(2018)年度に一部改訂がなされ、令和 2(2020)年度には新たなディプロマ・ポリシーに対応したカリキュラム・ポリシーが施行され、現在の形となっている。

カリキュラム・ポリシーでは、ディプロマ・ポリシーに定められた「人間力」と「創造力」を構成する「7つの能力」を体系的に修得する課程編成方針とカリキュラム運営にあたっての方針を定めている。【図表 3-2-1】

図表 3-2-1 通学課程芸術学部「カリキュラム・ポリシー」(以下引用)

京都芸術大学芸術学部(通学課程)のカリキュラムは、ディプロマ・ポリシーに掲げる「人間力」と「創造力」、それらを構成する7つの能力を、段階的・体系的に身につけることを方針とし、芸術・デザインを学ぶ上で必然であるPBL(Project-Based Learning)型演習に加え、社会連携による実践的な教育プログラムの充実を特色としています。カリキュラムは、「芸術教養科目」と「学科専門科目」を2本の柱としており、それらを構成する各科目の編成方針・内容は次のとおりです。

1. 初年次教育は、学部全学科の混成クラスにより、多様な学生がともに本学で学ぶ意義・目的について考え共有することで、学習意欲の形成と主体的な学習のための下地を作ります。「クリエイティブワークショップ」、「ことばとコミュニケーション」、「デッサン演習入門・基礎」、「リサーチ&リテラシー入門」等、多様な科目が開講され、それぞれの学生の自主的な選択により、主体的な学びへの導入を行います。
2. 芸術教養科目は、初年次教育に含まれる科目に加え、基本的リテラシーを修得する「創造基礎科目群」、これからの学習に必要な教養や基礎力を身につける「芸術教養科目群」、日本文化の深い精神性を体験する「日本文化科目群」で構成されます。芸術教養科目群には、各学科の特徴ある専門講義が他学科開放科目として開講され、自身の学科・専門領域を越えて幅広く学ぶことができます。
3. 学科専門科目は、専門的知識と基本技能の修得を目的とした講義と演習による基礎課程と、より実践的な演習を中心とした応用課程によって構成され、特に応用課程では、各学科の独自性を生かしながら、実社会との関わりを意識させる、社会実装演習を常態化することで、学生の能動的取組み姿勢とアウトプットを高いレベルで引き出す教育を行います。
4. 進路教育は、クリエイティブな資質を身につけた人材を世の中に送り出すことで、社会の変革を目指す「藝術立国」を理念とする本学にとって重要な柱です。
入学時のガイダンスから、1・2年次のキャリア研究基礎・実践、3年次の実践的対策特講等

の正課授業に加え、年間を通して行われる担当教員との面談、3年次からの各種キャリア支援講座まで、一連のプログラムとして有機的に構成されています。このプログラムを通して、本学で学んだ芸術・デザインの知識と技能を、学生自らの人生と社会のためにどう生かすかについてきめ細かく指導します。

5. 成績評価は、それぞれの授業への2/3以上の出席を要件として、「筆記試験」、「レポート課題」、「提出作品」、「授業で発揮されたパフォーマンス」等を評価の対象として、全学共通の「成績評価に関するガイドライン」に基づき厳格に行います。
- また、修得単位の数だけではなく、質を表す指標としてGPA(Grade Point Average)を活用し、学修成果を多面的に評価します。

上記内容については、ホームページ上(<https://www.kyoto-art.ac.jp/info/about/goal/>)に掲載し、学内外に対して明示すると共に、「学修ガイド」内への掲載や、ガイダンスにて学生に向けて周知している。各学科のカリキュラム・ツリーはホームページ上に掲載し、学内外に対して明示すると共に、ガイダンスにて学生に向けて周知している。【図表 3-2-2】

図表 3-2-2 通学課程芸術学部 カリキュラム・ツリー例(学生配布資料)

空間演出デザイン学科空間デザインコースカリキュラムツリー 2020年度入学生用									
通期	空間系		クリエイション系			総合系(生涯文化・ソーシャル)			講義
	空間デザイン(空間演出)	空間デザイン(空間演出)	応用デザイン(空間演出)	デザイン	応用デザイン(空間演出)	応用デザイン(空間演出)	応用デザイン(空間演出)	応用デザイン(空間演出)	
8	卒業研究・制作【単位】*	卒業研究・制作【単位】*	卒業研究・制作【単位】*	卒業研究・制作【単位】*	卒業研究・制作【単位】*	卒業研究・制作【単位】*	卒業研究・制作【単位】*	卒業研究・制作【単位】*	卒業研究・制作【単位】*
7	空間演出卒業研究	空間演出卒業研究	空間演出卒業研究	空間演出卒業研究	空間演出卒業研究	空間演出卒業研究	空間演出卒業研究	空間演出卒業研究	空間演出卒業研究
6	空間演出デザイン概論Ⅱ	空間演出デザイン概論Ⅱ	空間演出デザイン概論Ⅱ	空間演出デザイン概論Ⅱ	空間演出デザイン概論Ⅱ	空間演出デザイン概論Ⅱ	空間演出デザイン概論Ⅱ	空間演出デザイン概論Ⅱ	空間演出デザイン概論Ⅱ
5	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ
4	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ
3	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ
2	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ
1	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ
1	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ	空間演出デザイン概論Ⅰ

通学課程芸術研究科

芸術研究科では、平成 26(2014)年度にディプロマ・ポリシーの策定に併せてカリキュラム・ポリシーを定め、理論研究と創作を横断的に学ぶ「有機的連動」の教育方針をより明確化した。本ポリシーに則り修士課程及び博士後期課程の体系的な教育カリキュラムを構築している。【図表 3-2-3】

図表 3-2-3 修士課程・博士後期課程「カリキュラム・ポリシー」(以下引用)

<p>修士課程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「芸術による平和創造」という本学全体の理念の共有化を図るとともに、日本の芸術・文化の普遍性と個性を広い視野から概観することによって、学生の研究または研究・制作活動を刺激し、テーマの発見・探究・創出の糸口を提示する。 ・研究または研究・制作を進める上での基礎となる方法に関して、芸術研究の支柱である「比較論、歴史、造形史、精神史、身体論的研究」の各視座からその基底となる考え方を教示する。 ・各学生の専門的視座に特化した講義科目を開講し、新たな視点による芸術文化研究あるいは芸術表現に取り組む基礎を養う。 ・各学生に主たる指導教員を配し、個別指導を行なう。1年次は、主として問題意識の啓発とその研究展開を図る方法論を指導する。2年次は、1年次からの継続性を重視しつつ、学位審査に向けた(研究または研究・制作)課題の設定と、その提示方法の研鑽に主眼を置くものとする。 ・各学年において中間発表会を開催し、主たる指導教員以外からの指導を仰ぎ、修士成果物の質的向上を図る。
<p>博士後期課程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徹底した個別指導を基本とし、研究者／制作者としての自立を促す。 ・研究発表・展覧会での作品発表を積極的に促し、多くの視点からの批判を仰ぐことにより、研究／制作の質的向上を図る。

上記内容については、ホームページ上(<https://www.kyoto-art.ac.jp/info/about/goal/>)に掲載し、学内外に対して明示すると共に、「大学院ハンドブック」に明記し、ガイダンスにて学生に向けて周知している。

通信教育課程(芸術学部・芸術研究科)

通信教育課程では、ディプロマ・ポリシーを策定し、これを学生の履修方法を記した「学習ガイド」や通信教育課程のホームページ等で明示するとともに、その体系的修得をカリキュラム・ポリシーとして定めている。学士課程、修士課程における教育目標は以下のとおりである。【図表 3-2-4】

図表 3-2-4 教育目標

<p>学士課程</p> <p>京都芸術大学通信教育部学士課程のカリキュラムは、「創造力」と「人間力」を高めるために、「総合教育科目」「学部共通専門教育科目」「コース(学科)専門教育科目」で構成されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合教育科目では、教養ある市民の備えるべき基本的な知識、視点、リテラシーを学び、他者とのつながりを尊重する力を磨きます。 ・学部共通専門教育科目では、芸術を学ぶものにとって基盤となる知識、見識、技能を養い、ひとりひとりの生活環境を芸術によって充実させる力を養います。 ・コース(学科)専門教育科目では、それぞれの分野における専門性を獲得し、旧来の価値観に囚われない芸術的創造を生み出し、世界各所へ送り届ける力を身につけます。
<p>修士課程</p> <p>修士課程(通信教育)のカリキュラムは、ディプロマ・ポリシーを達成するために「専攻共通科目」「分野特論」「研究指導科目」で構成されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専攻共通科目では、社会や自然における芸術の意義についての認識を獲得します。 ・分野特論では、専門分野に関する知見を深め、研究制作を行うためのさまざまな技能や方法を身につけます。

・研究指導科目では、独自性ある研究制作を自律的に遂行し、明瞭な形で呈示する能力を身につけます。

3-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

通学課程芸術学部

通学課程芸術学部の各カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに定められた「人間力」と「創造力」を構成する「7つの能力」を獲得することを目的に、策定されている。その一貫性を可視化するツールとしてカリキュラム・ツリーを作成しており、カリキュラムを構成する各科目がディプロマ・ポリシーに規定されたどの能力と関連するかについて明示している。

通学課程芸術研究科

修士課程においては科目群を「必修特論」「原論」「分野特論」「演習・研究」の4つに分類し、それぞれの科目群の位置づけを在学生専用サイト上の「大学院ハンドブック」で公開している。

博士後期課程においては科目群を「必修特論」「研究」の2つに分類し、修士課程と同様にその位置づけを在学生専用サイト上の「大学院ハンドブック」において明示している。

通信教育課程(芸術学部・芸術研究科)

通信教育課程のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーをもとに策定されており、ディプロマ・ポリシーを達成するために、学士課程では「総合教育科目」「学部共通専門教育科目」「コース(学科)専門教育科目」、修士課程では「専攻共通科目」「分野特論」「研究指導科目」で構成されている。また、学士課程では、科目群ごとにカリキュラム・マップを作成し、ディプロマ・ポリシーと各科目との関連を示し一貫性を明記している。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

通学課程芸術学部

カリキュラム・ポリシーに定める科目編成として、以下の通り大きく「専門教育科目」と「芸術教養科目」の2つに分け、さらに「芸術教養科目」を「創造基礎科目群」「芸術教養科目群」「日本文化科目群」に分けた構成となっている。

学生に対しては、学科・センター毎にディプロマ・ポリシー達成に向けたカリキュラムにおいて、各授業科目がどのように位置づけられているかが分かるように、カリキュラム・ツリーを作成している。作成したカリキュラム・ツリーは目標に向けた学修や履修登録ができるように全員に配布し、その内容を学科・センターによるガイダンスで周知している。

専門科目	専門科目	学生一人ひとりが目指す専門的な目標を達成する(=学科専門科目)
	教職科目	学生のキャリアを資格面でサポートする(=資格科目)
	学芸員科目	
芸術教養科目	創造基礎科目群	基本的リテラシーを修得する科目群
	芸術教養科目群	これからの学習に必要な教養や基礎力を身につける科目群
	日本文化科目群	日本文化の深い精神性を体験する科目群

専門教育科目の科目編成

< 専門科目 >

学生一人ひとりが目指す専門的な目標を達成するため、学部統一のカリキュラム・ポリシーに基づき

学科ごとに設定した科目を編成している。それらをカリキュラム・ツリーとしてまとめ、それぞれの科目の位置づけを学生に提示している【図表 3-2-1】。

<教職科目・学芸員科目>

学生のキャリアを資格面でサポートするために、資格課程の「芸術教育資格支援センター」を設置して、資格科目の運営並びに学生サポートを行っている。

単位制度の実質化

<授業時間の確保>

授業時間は1講時を80分としており、前期・後期ともに15回(15週)、一部のクォーター科目については7回(7週)、科目の授業時間を確保している。また、併せて事前・事後学修の内容と時間についても定めており、シラバスを通じて学生に周知している。各学期とも15回(15週)もしくは7回(7週)の授業終了後に補講期間及び学期末試験期間を設けており、その結果をもって単位認定評価を行っている。なお、授業形態と単位設定については以下のとおり定めている。

講義科目	週1講時の授業で半期科目の場合は2単位、クォーター科目の場合は1単位
演習科目	週2講時の授業で半期科目の場合は2単位 ※「体育実技」は週1講時の授業で半期科目1単位
実技科目	週2講時の授業で半期科目の場合は2単位

<CAP制について>

平成25(2013)年度よりCAP制を導入し、令和2(2020)年度には制度の見直しを行った。現行の制度においては、資格科目など一部対象外となる科目を除いて半期22単位を上限とし、直近学期においてGPA2.5以上であった学生に対しては半期26単位とする上限緩和措置をとることにより、学生個々の学修状況に応じた履修登録の設定を行っている。また、CAP制導入に伴い、履修ガイダンスにおいても事前・事後学習の時間が十全に確保できるように、余裕を持った時間割を組むように指導している。

<シラバスについて>

平成25(2013)年度にWEBシラバスに移行したのを機にシラバスの記載内容の見直しを行った。また、予習・復習についても記載しており学生の授業外学習を促すように変更した。主な記載項目は、「テーマ」「目的と概要」「当該の授業で伸ばすことのできる7つの能力」「他科目との関連」「アクティブ・ラーニング」「評価方法・評価基準」「ルーブリック評価」「授業計画(スケジュール)」「事前・事後学修について」「担当教員の実務経験」となっている。芸術学部におけるシラバス作成の過程においては学科方針とシラバス内容の整合性を確認するため、学科長及び教務部長によるチェック機能を設けている。

通学課程芸術研究科

芸術研究科においては、専攻ごとにカリキュラム・ポリシーを定め、修士課程、博士後期課程それぞれにディプロマ・ポリシーを獲得するために必要な課程編成を体系的に構築している。

修士課程においては、芸術文化の普遍性と個性を広い視野から概観するとともに、全学生の問題意識の共有化をはかることを意図した共通必修科目である「芸術文化論特論」、大学院の芸術文化研究の基底となる考え方、研究の基本的道筋を教授する「原論」、研究・制作の基礎となる専門的視座に特化した講義科目である「分野特論」を基盤としている。また、大学院における研究制作の根幹をなす「演習・研究」においては、個々の学生の問題意識の啓発とその研究展開を図る方法論の指導を行うとともに、学位審査に向けた研究課題の設定と、その提示方法の研鑽に主眼を置いている。

博士後期課程においては、修士課程と同様、芸術文化の普遍性と個性を広い視野から概観するとともに、全学生の問題意識の共有化をはかることを意図した共通必修科目として「比較芸術文化論特論」を基盤とし、1年次から3年次にかけて論文指導を担当する教員の指導を受けながら、理論研究と博士論文の執筆を進める「研究」を配置している。また、制作を伴う学生については、「研究」のほか博士論文執筆の過程から得られた専門的知識を生かした作品の制作を行う科目である「制作」を配置し、理論研究を反映した創作によって論文の内容の充実を図り、また、理論研究を進めることにより、作品の強度を高める相互作用を促進する。

通信教育課程(芸術学部・芸術研究科)

学士課程では、教育目標を達成するための科目群を「総合教育科目」「学部共通専門教育科目」「学科専門教育科目」「コース専門教育科目」に区分し構成している。学科及びコース毎にカリキュラム・ポリシーを実現するためのカリキュラム・マップを作成し、それに基づいて科目設計を行い、「代表教授会」にて確認と共有を行っている。

修士課程では、芸術環境専攻に配置される「専攻共通科目」のほか、所属する領域に応じた「分野特論科目」、修了研究や修了制作のための「演習科目・研究科目」を配置して学位取得までの学びを体系化している。【図表 3-2-5】

図表 3-2-5 学部・研究科の科目群構成

通信教育部 芸術学部	総合教育科目	知識や教養を深めるための科目群。	
	専門教育科目	学部共通 専門教育科目	全学科の学生に開講されている専門教養に関する科目群。専門領域に必要な科目を選択して履修する。
		学科専門 教育科目	芸術学科および芸術教養学科にて開設している科目群。所属学科における専門的知識を修得する。
	コース専門 教育科目	より実践的な専門性の高い科目群。所属コースにおける専門的知識・技法等を修得する。	
芸術研究科 (通信教育)	専攻共通科目	[特論]芸術制作と地域の関わりを多角的に考察し、地域における芸術活動の実例考察を通じて、地域における芸術実践の方法論を学ぶ。 [原論]研究を進める上での柱となる芸術環境の概念について、その基底となる考え方を学び、各自の具体的な研究・制作活動への起点とする。	
	分野特論科目	専門的視点に特化した講義科目として開設。研究・制作の背景となる思想および批評精神の涵養を図る。	
	演習科目	1年次配当の必修科目。各自の研究・制作内容の進化を図る。	
	研究科目	2年次配当の必修科目。1年次から継続した研究指導を行うとともに、修士論文等に必要の研究、表現手法を確立する。	

学士課程及び修士課程ともに、印刷教材等による授業、面接授業、インターネットを利用した授業を併用している。またそれに加えて特別講義等、様々な課外の学習機会を設けている。各授業方法は以下のとおりである。

<印刷教材等による授業>

本学では「テキスト科目」と称し、添削指導にあたる教員のほか、その運営担当として専従の職員 12 人を配置している。「テキスト科目」ではレポートに加え、作品制作も課題として設定されており、その添削のための施設(通信教育課程専用の研究室・添削室)に、複写や撮影のための機材を整備している。

令和 4(2022)年度は 42,523 件のレポート及び課題作品の提出があり、その添削指導を 785 人の教員が担当した。添削指導に際してはひとつの科目に複数の教員が関わることから、各科目に科目責任者となる教員を配し、指導方法や評価基準の共有のための統括の役割を担っている。

<面接授業>

本学では面接授業を「スクーリング科目」と称し、芸術分野の通信教育であるため、原則少人数の演習科目を中心としている。開講に当たっては、同一科目を京都と東京で開講するなど、年度内に複数回分散させて開講することにより学生の選択肢を増やし、また、土曜日、日曜日を中心とした開講日程とすることによって、社会人学生の利便性を高めている。

必修科目の面接授業において、令和 4(2022)年度は受講者延べ数が 29,775 人に対して、524 人の教員が 829 開講(1 開講あたり 35.9 人)しており、授業担当教員及び開講数を増やすことで 1 開講あたり 30~35 名規模の面接授業を実施している。

<メディアを利用した授業>(インターネットによる授業を含む)

通信教育課程においては、メディアを利用した授業として主にインターネットによる授業を開講している。平成 14(2002)年度から一部の科目で取り組み始め、平成 25(2013)年度にはインターネット上の学修のみで卒業までの科目全てを履修できる芸術教養学科を開設した。

NHK エデュケーショナルと共同開発した動画教材の提供、学生専用の SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の開発等、インターネットを通じた学習に必要なコミュニケーションの円滑化や学習スキームの定着を目指し、「airU(エア・ユー)」という通信教育部学習用 WEB サイトを独自に開発し運営している。

科目の履修にあたって、「通信教育部規程」第 17 条にて「1 単位は 45 時間の学修活動」と定めている。具体的な取り組みとしては、指定テキスト(教科書)を配付する、WEB 教材や印刷教材を提供する、指定された設問に解答する単位修得試験を実施する、事前課題・事後課題を設定する等のステップを組み合わせてシラバスにて明示することで、学修活動の具体的な内容を示している。

メディアを利用した授業においては、成績評価のためにレポートまたは課題作品の提出があり、提出件数に応じて採点・添削を担当する教員を配している。印刷教材等による授業と同様に、1 年を春期・夏期・秋期・冬期の 4 回に区切って履修期を設けており令和 4(2022)年度では、11,262 件に対して 183 人の教員が担当しており、各期では 1 人あたり 20.5 件となる採点・添削体制を整備している。

3-2-④ 教養教育の実施

通学課程芸術学部

全ての学科に共通する科目として「芸術教養科目」を設定し、教育計画の立案から実施までを担う担当部局として「芸術教養センター」を設置している。「芸術教養科目」は「芸術教養科目群」「創造基礎科目群」「日本文化科目群」の以下 3 群に分類し、芸術表現に不可欠な基礎力や教養を身につけるためのさまざまな科目を配置している。

芸術教養科目群	芸術・アートの世界に何らかの形で関わってゆく上で、必要不可欠な教養科目群
---------	--------------------------------------

創造基礎科目群	主に初年次教育としてのキャリア、造形表現、教養などの総合的基礎科目群
日本文化科目群	長い伝統のある芸能・芸道の中で今も息づいている日本文化の深い精神性を実際にそれらを体験することで感じ取る科目群

また、各学科の特徴ある専門講義が「他学科開放科目」として開講され、自身の学科・専門領域を越えて幅広く学ぶことができる。

通学課程芸術研究科

大学院生に対する教養教育として、芸術文化の普遍性と個性を広い視野から概観するとともに、全学生の問題意識の共有化をはかることを意図した共通必修科目である「芸術文化論特論(修士課程)」「比較芸術文化論特論(博士後期課程)」を開講している。また、修士課程においては大学院の芸術文化研究の基底となる考え方、研究の基本的道筋を教授する「原論」を設定している。「原論」は令和4(2022)年度10科目開講しており、学生個々の広範な研究分野及び興味関心に対応した科目編成としている。

通信教育課程(芸術学部・芸術研究科)

通信教育部芸術学部において、教養教育科目に該当する「総合教育科目」を開講し、知識や教養を深めるための科目群として以下の3つのカテゴリーを用意している。

- ・自律的な市民として必要な表現能力や考え方を学ぶ
- ・さまざまな学問分野の概要や今日的な課題を学ぶ
- ・人間の住む場所や地域のあり方を学ぶ

以上の科目を運営するため「共通科目研究室」を置き、責任者を定め、教職員を配置して体制を整備している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

通学課程(芸術学部・芸術研究科)

芸術学部の教育活動の特徴として、グループワーク型授業とPBL型授業があげられる。グループワーク型授業を通して、他者と協力をする協調性やコミュニケーション力を身につけ、PBL型授業では、実際の地域や企業が抱える課題を題材とし、芸術による社会課題の解決プロセスを学ぶ内容となっている。

<グループワーク型授業>

芸術学部においては、グループワーク型の授業として「クリエイティブワークショップⅠ・Ⅱ」を開講している。13学科の枠を越える形でクラスを編成し、学科を横断した人間関係構築の基礎となっている。

「クリエイティブワークショップⅠ」は毎週月曜3~5講時で、様々なテーマによるグループワークを行い、他者との協働の中で創作活動の基礎を獲得できるようになっている。さらに「クリエイティブワークショップⅡ」は、夏期集中科目として開講し、クラス全員で大型作品(ねぶた)の制作を行い、創作活動の醍醐味を体験するとともにコミュニティ作りを体感し、人間力を磨いている。

<PBL型授業>

芸術学部において開講する「プロジェクト探究」及び「プロジェクト演習」は2年次以降に担当される産官学・地域連携によるPBL型の授業で、芸術と社会の関係を学び、社会人としての基礎力を身に付ける授業科目となっている。

「プロジェクト探究」及び「プロジェクト演習」では、企業や自治体等から本学に協働が持ちかけられる

様々なプロジェクトから、以下の条件を満たした上で、教育プログラムとして活動が可能なものを科目として開講している。

1. 社会的な文化活動をテーマとしていること
2. 学年や学科の枠を越えたメンバーによるグループ活動(5人以上)であること
3. 40時間以上の活動時間があること

当該科目では、芸術と社会の関係を学ぶことを目的とし、実社会に山積する課題に対し、解決策としての芸術的手段を考案するフローそのものを教育プログラムとしている。得られた成果は企業や地域から直接評価を受ける。また、社会人として必要な能力を身につけるために、学年・学科の枠を越えたグループ活動としていること、また企業への訪問やフィールドワークの実施、委託企業や自治体の担当者とのミーティングを行う等、学内に留まらない活動が多いことが特徴である。

<ファカルティ・デベロップメント>

本学では、学生に対して個々の科目の受講だけではなく、学修のPDCAサイクルを回すことを入学時より指導している。教員は個々の授業運営の改善はもちろん、履修指導やキャリア指導の能力向上も求められており、全体を通したFDの推進を、「FD委員会」を責任部署として行っている。「FD委員会」では、教育力の向上、授業運営の工夫、履修指導力の向上などそれぞれの領域に対応した組織的なFD活動を行っている。

<授業改善アンケート>

学生の授業に対する姿勢と教員の授業運営に対する評価を行っており、アンケートの全体的な傾向を分析し、具体的に授業改善に活かせるポイントを提示している。科目毎の結果は担当教員にフィードバックし、授業改善に反映するように促している。

「授業改善アンケート」は全ての開講科目で実施し、結果についてはホームページ上で公開している。学科・専攻及びセンター別に特性を分析し、授業運営の改善及びカリキュラムの改善に活用している。

また、芸術学部においては令和元(2019)年度より、授業改善アンケートの結果が一定水準に満たない教員に、授業改善計画書の提出と学科長からの指導を義務づけ、最終的には学部長の面談・指導を行い、次年度の改善につなげている。

通信教育課程(芸術学部・芸術研究科)

通信教育課程に「FD委員会」を設置し、独自のFD活動を実施している。通信教育課程の学習指導に適した教員の資質・能力向上のため、FD研修を毎年2回実施している。

平成29(2017)年度より、オンラインでもオフラインでも、いつでもどこでも学習に取り組める環境とカリキュラム、テキストや教材を整備している。テキストや教材については本学専任教員を中心に従来の紙媒体の教科書や資料だけでなく、動画教材などの開発も適宜すすめている。また、令和2(2020)年度から通信教育課程全体でWeb会議サービスを用いたメディア授業を積極的に拡充し、対面授業とオンデマンド動画を組み合わせたハイブリッド型授業の開講や、対面授業かオンライン授業かを選択できるハイフレックス型授業の開講、効果的な事前・事後課題の設定など、科目の特性に合わせた柔軟な授業形態を採用し実施している。

(3)3-2の改善・向上方策(将来計画)

通学課程(芸術学部・芸術研究科)

芸術学部においては、令和6(2024)年度からの実施に向けて、構想中のアセスメント・プランに基づく「授業改善アンケート」の設問設計を見直していく。また、併せて「授業改善アンケート」の結果に基づ

く授業改善活動についても見直しを行い、さらに実効性のある PDCA サイクルを構築する。

芸術研究科においても、令和 5(2023)年度に開設した芸術環境専攻の教育の質について適切に把握し、改善活動につなげるため、授業改善アンケートの設問設計を見直し、研究科委員会において授業改善アンケートの結果に基づく改善活動の方法について検討を行う。

通信教育課程(芸術学部・芸術研究科)

現在の方法を維持するとともに、教育課程の体系的編成については年度ごとに見直しを実施していく。学生にとっての学習環境の最適化を目指し、引き続きオンラインによる授業や、ハイブリッド型、ハイフレックス型の授業を積極的に導入・拡充していく。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果の
 フィードバック

(1)3-3の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2)3-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

通学課程(芸術学部・芸術研究科)

芸術学部においては、平成 26(2014)年度からのカリキュラム改革において、教育目標の達成指標を進路決定率と定め、数値目標を 90%とした。

また、「代表教授会」において、「進路決定状況」「進路活動状況」「進路決定と各種指標(GPA、プロジェクト参加等)との関係」「学籍異動/離籍状況」「授業改善アンケート結果」「成績分布」「学生生活実態アンケート結果」等を報告し、様々な観点から学修成果の達成状況を点検・評価している。

さらに、令和 3(2021)年度から学修ポートフォリオシステム「DP 達成度評価(略称:DPA)」を導入し、ディプロマ・ポリシーに定められた能力の獲得がどの程度進捗しているかを可視化する環境を整備した。

加えて、令和 4(2022)年度からは「DP 達成度評価(略称:DPA)」の機能を活用し、学生個々の学修成果を一覧化し、自身が対外的に説明できる資料として「ディプロマ・サプリメント」の提供を開始した。

芸術研究科においては、令和 5(2023)年度に開設する芸術環境専攻の教育活動を開始するにあたり、教育目標の成果を芸術学部と同様に進路決定と定め、領域ごとに目標となる指標と水準を策定した。今後、修了時、修了後 1 年、修了後 3 年の 3 つの区分において進路調査を実施し、教育成果の点検を行うこととした。

通信教育課程(芸術学部・芸術研究科)

通信教育課程の学士課程においては、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価として、在籍率(学籍更新者数(学習・休学)/前年度の在籍者から卒業・年限退学を除いた数)及び学生 1 人当たりの修得単位数を指標としている。入学初年度及び在籍 2 年目の学生の単位修得状況・学籍更新率を教育計画における改善の必須事項として設定している 1 年次配当のテキスト科目着手率向上の施策とあわせて、年度ごとに振り返り効果検証を行っている。

3-3-②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

通学課程(芸術学部・芸術研究科)

点検・評価指標の内重要指標となる「進路決定状況」「離籍状況」「授業改善アンケート」「卒業時アンケート」の結果をもとに、単年度結果と前年度からの改善結果を、「代表教授会」で共有し、次年度の教育計画の方針策定を学部長が行っている。

教育目標を具現化する各学科の教育計画及び全学的な教育プログラムの履行状況については、「学部長会議」において半期毎に点検を行っている。「学部長会議」は学長、副学長、学部長等の教学執行部と通学課程事務局長、担当課長のほか議事に応じて教務部長、学生部長、キャリア部長、入試部長が出席している。会議内では達成状況の進捗チェックを行い、必要に応じて対象学科や担当部署へ課題点や改善の指摘を行うなど、達成へ向けた全学的な点検・支援体制を構築している。

また、令和 2(2020)年度より、学生個々の持つ資質及び能力を客観的に測定・調査する手法として外部アセスメントテスト「PROG」を導入している。在学中に 1 年次と 3 年次の 2 回アセスメントテストを

受験することで、各指標がどの程度伸長したのかを定量的に測定し、学生にフィードバックするとともに教育課程の改善に活用している。

芸術研究科では、「授業改善アンケート」の結果を受け、「研究科委員会」での共有と改善へ向けたフィードバックを行い、専攻長から院生の要望に対する回答を電子掲示板に掲出するとともに、指導教員の授業運営・院生指導への反映及び次年度の教育計画策定へ繋げている。

通信教育課程(芸術学部・芸術研究科)

通信教育課程では、学生の履修状況、授業アンケート、学籍の更新状況等を各委員等で毎年分析し、「代表教授会」及び「研究科委員会」において報告し、教育目的の達成状況の点検・評価を実施している。それをもとに、学部長ならびに研究科長が、次年度の教育方針を策定している。フィードバックの方法では、BI(Business Intelligence)ツールを活用し、コースごとに、指標となる在籍率(学籍更新者数(学習・休学)／前年度の在籍者から卒業・年限退学を除いた数)及び学生一人当たりの修得単位数を共有している。また、テキスト科目においても、四半期ごとの提出データをリアルタイムに共有し、適切なタイミングで学修指導を行っている。

(3)3-3の改善・向上方策(将来計画)

通学課程(芸術学部・芸術研究科)

芸術学部においては、令和6(2024)年度の新カリキュラム構築に向けて、その教育成果を点検・評価するためのアセスメント・プランの策定と、アセスメント・プランに基づく各種アンケートの改訂を行う。

芸術研究科においても、芸術学部と同様にアセスメント・プランの策定に取り組んでいく。

通信教育課程(芸術学部・芸術研究科)

現在の方法を維持するとともに、BIツールの特性を活かしたフィードバックの方法を、「教務委員会」にて協議の上、実施していく。

[基準3の自己評価]

単位認定、卒業認定、修了認定については、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、周知の上、厳正に適用している。

教育課程及び教授方法については、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、カリキュラム・ポリシーを定め、「在学生専用サイト」及び「学修ガイド」への掲載と併せ、毎年行われるガイダンスにて詳しく解説を行っている。教育課程については、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、シラバスを適切に整備のうえ、履修登録単位数の上限を設けるなど、単位制度の実質化に努めている。教授方法については、アクティブ・ラーニングやPBL型授業などを充実させるとともに、FD委員会により、1年間を通して計画的なFD研修が実施されており、教授方法の改善を実践している。

学修成果の点検・評価については、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示するとともに、アセスメント・ポリシーに則り、多様な尺度・指標や測定方法に基づき学修成果を点検・評価し、その結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

以上のことから「基準3 教育」を満たしている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1)4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2)4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-1-①大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長の担う責務について「学校法人瓜生山学園 管理運営規程」第 13 条において「校務を掌り、これを代表する」ことを明記している。

常任理事会のもと、教学面における大学運営の意思決定機関として「学長会」を置き、学長はその議長を務めている。「学長会」は「学校法人瓜生山学園 京都芸術大学学長会に関する規程」において設置の目的を以下のとおり定めている。

(設置目的及び位置づけ)

第 1 条 学長会は、京都芸術大学の建学理念のもと、大学および大学院の将来構想やビジョンを策定し、大学の方向づけを行うことを目的として、常任理事会の下に設置される意思決定機関とする。

学校法人瓜生山学園「京都芸術大学学長会に関する規程」より抜粋

また、学長の裁量により、学内の教育改革、研究や社会貢献活動等の推進、学修環境の整備等に措置できる予算として学長予算を設けている。

4-1-②権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長のリーダーシップを支える体制として、学長の業務執行を補佐するため副学長を置き、「学校法人瓜生山学園管理運営規程」第 14 条において、「副学長は、学長を補佐し、学長の命を受け、校務を掌る」と明示している。副学長は、「京都芸術大学副学長選任規程」に則り 3 名選任しており、通学課程、通信教育課程、社会連携をそれぞれに担っている。

各学科には教育活動の運営責任者として学科長を置き、教育計画の策定から授業の実施、学生募集、学生指導といった学科運営を統括するとともに教員の指導管理の役割を担っている。定期的に各学科別の「学科会議」が開かれ、所属する教員が学科運営に対して意見を述べる機会を設けるとともに、「学長会」及び「代表教授会」等の各会議での議決事項が全ての教員に伝達されている。

大学院芸術研究科においては、修士課程・博士後期課程それぞれに専攻を統括する専攻長を置き、博士後期課程に比して在籍学生数の多い修士課程においては、学問分野に応じて領域長を置くことで適切なマネジメント規模の運営体制としている。さらに各領域では「領域会議」を実施することで、所属する教員が専攻及び領域の運営に対して意見を述べる機会を設けるとともに、「学長会」及び「研究科委員会」等の各会議体での議決事項が全ての教員に伝達されている。

4-1-③職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

学長の意思決定にあたり、通学課程事務局、通信教育課程事務局が必要な教育情報の分析・提

供を行っているが、それらを集約して機能強化をはかるため IR 室を設置している。通学課程、通信教育課程それぞれの IR 担当者を配置して随時情報を収集するとともに、必要に応じて意思決定を支援する各種データをタイムリーに提供できる体制を構築している。

(3)4-1 の改善・向上方策(将来計画)

学校教育法、学校教育法施行規則の改正に伴って学則・教授会規程・研究科委員会規程を改訂して学長の権限を明示したことにより、リーダーシップが発揮できる体制を整えた。今後も社会状況の激しい変化の中で、学長の意思決定を支えるため、各会議の役割分担とあわせ、副学長等の学長の補佐体制の維持に努める。併せて、IR 室の中期的な業務計画を策定して整備を進め、学長の意思決定を一層支援できる体制を強化する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1)4-2の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2)4-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-①教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

通学課程(芸術学部・芸術研究科)

本学の通学課程の教員配置については、下表【図表 4-2-1】のとおり「大学設置基準」及び「大学院設置基準」が定める基準を十分に満たしている。

なお、研究科においては学部教員が兼任し、必要な教員数を確保の上配置している。

図表 4-2-1 通学課程 設置基準教員数

令和 4(2022)年 5月 1日現在

学部	学科	収容定員	設置基準教員数	教員数
芸術学部	美術工芸学科	682	9	34
	マンガ学科	182	6	8
	キャラクターデザイン学科	362	7	8
	情報デザイン学科	722	8	28
	プロダクトデザイン学科	182	6	6
	空間演出デザイン学科	242	6	12
	環境デザイン学科	222	6	14
	映画学科	322	7	9
	舞台芸術学科	242	6	9
	文芸表現学科	162	6	9
	アートプロデュース学科	102	6	10
	こども芸術学科	122	6	8
	歴史遺産学科	122	6	8
	芸術教養センター	-	-	19
	芸術教養資格支援センター	-	-	5
	芸術学部	-	-	13
	合計	3,666	85	200
芸術研究科	芸術専攻(博士課程)	21	7	0
	芸術専攻(修士課程)	120	7	14
	合計	141	14	14

通信教育課程(芸術学部・芸術研究科)

本学の通信教育課程の教員配置は、下表【図表 4-2-2】のとおりである。通学課程併設課程である通信教育部芸術学部芸術学科、美術科、デザイン科、芸術研究科(通信教育)芸術環境専攻においては通学課程との兼務が設置基準上認められている。そのため、通学課程の専任教員のうち 34 人が通信教育課程における教学運営業務を主として担う体制をとっている。ただし、平成 25(2013)年

度に設置した芸術教養学科は併設課程ではないため、設置基準を満たす教員数を配置している。

図表 4-2-2 通信教育課程学部・学科別設置基準教員数

令和 4(2022)年 5 月 1 日現在

学部	学科	収容定員	設置基準 教員数	教員数	通学課程の 専任教員のうち 教学運営業務を 主として担う教員
通信教育部 芸術学部	芸術学科	750	-	0	8
	美術科	1,150	-	0	11
	デザイン科	1,270	-	0	11
	芸術教養学科	1,380	5	5	0
	リベラルアーツセンター	-	-	0	3
	芸術教養資格支援センター (通信)	-	-	0	1
	合計	4,550	5	5	34
芸術研究科 (通信教育)	芸術環境専攻(通信教育)	160	-	18	0
	合計	160	0	18	0

専任教員の職位別の年齢構成は、以下【図表 4-2-3】のとおりである。

図表 4-2-3 専任教員の年齢構成

令和 4(2022)年 5 月 1 日現在

年代	教授	准教授	講師	助教	合計	構成比
70 歳以上	10	0	0	0	10	4.22%
60-69 歳	51	3	0	0	54	22.78%
50-59 歳	43	24	1	0	68	28.69%
40-49 歳	12	37	27	0	76	32.07%
30-39 歳	0	5	23	0	28	11.81%
29 歳以下	0	0	1	0	1	0.42%
合計	116	69	52	0	237	100.00%

専任教員の任用及び昇任は、「教育職員任用規程」に基づいて行っている。採用にあたっては、公募を原則に広く適任者を求めるものとし、本学の理念・目的に沿って、教育研究業績、社会活動実績、教授能力等を総合的に判断している。採用手続きは、求める人材像について学科の意向を尊重しながら「常任理事会」における審議を行い、その後に公募を実施し、書類選考と面接審査で選ばれた候補者について、理事長による最終面接を経て採用を決定している。

専任教員の昇任については、毎年 11 月～2 月に審査を行っている。審査にあたっては、学科長等からの推薦により、学長、副学長、学部長、研究科長が協議のうえ候補者案を作成し、「常任理事会」の審議を経て候補者を決定する。その後、「教員業績評価」、授業アンケートによる学生評価、過去 3～5 年の教育研究業績をもとに面接審査を行い、その結果をもとに、最終的には「常任理事会」の審議を経て学長の承認のもとで決定している。大学院を担当する教員の選定にあたっては、「大学院教員審査会」において審査を実施している。

4-2-②FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

通学課程(芸術学部・芸術研究科)

令和3(2021)年度にFDの体系化を行い、本学が定める「目指すべき教員像」に則った「FD研修(授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究)」と「SD研修(教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るための研修)」を計画し、実施している。体系化2年目となる令和4(2022)年度は、以下の施策に重点的に取り組んだ。

1)「FDTV」

非常勤講師を含む教員が容易にFDに参加できる仕組みの構築を目指し、Webサイト「FDTV」を制作した。知識習得型研修の「授業デザインⅠ」「授業デザインⅡ」をオンデマンド教材として公開し、「授業改善アンケート」の結果により改善対象となった教員は必ず受講する教材として活用している。

2)学生参画型研修

全学科、各学年から学生FD委員を募り、計3回の学生参画型研修を実施した。「カリキュラムマネジメントⅡ」研修では、カリキュラム・ツリーを基に、授業科目の順次性や導入教育の適切性等について、参加した47名の学生と22名の教員が意見交換を行った。「授業カイゼン」研修は各学期末に実施し、シラバスについて、授業手法・運営について等「授業改善アンケート」の項目に基づくテーマの他、課題・評価について、有意義な授業とは等、学生主体の学修が実現しているかをテーマに、計66名の学生と64名の教員が意見交換を行った。

研修で得られた学生の意見や要望は、各学科の教育内容・手法の改善に活用している。また、「授業改善アンケート」結果や学生参画型研修の報告を、「在校生専用サイト」や学内展示にて公表している。

3)領域横断型授業の開発研修

共同授業科目の開発を通じた教育力向上を目的として、「授業デザインⅢ」研修を実施した。専門領域の異なる19名の教員が参加し、5カ月間にわたり「スペキュラティブ研究」と「UI/UXデザイン」をテーマとした授業科目の開発に取り組んだ。完成したシラバスと研修成果については、学内研修報告会として教職員に共有を行ったほか、プログラムの一部は翌年度の授業内容に還元されている。

通信教育課程(芸術学部・芸術研究科)

通信教育課程に「FD委員会」を設置し、独自のFD活動を実施している。委員会では前年度や当該年度の学習支援及び授業支援の実施状況を踏まえ、研修テーマを設定し、年間2回の研修を通して、教員の資質・能力向上改善を図っている。令和4(2022)年度は、「SNSを通じた学生支援策に関する研修」及び「次年度に向けた添削・採点における留意点と新設の教養科目に関する研修」を実施した。加えて、「大学における障がい者対応に関する研修」や「情報セキュリティに関する研修」を追加で実施し、その時々に必要な資質・能力向上に向けた研修を行った。

また、通学課程のFD研修にも通信教育課程が参加する取り組みも行っている。

(3)4-2の改善・向上方策(将来計画)

今後も、教育課程に即した教員の確保と配置により、教員採用人事を計画的に行う。教員の昇格人事についても適正な運用を実施するとともに、年齢的な偏りを確認し、問題が発生する前に計画的な是正に努める。さらに時代の要請に基づき、クロスアポイントメント制度などの導入も視野に入れ、教員採用と配置をおこなっていく。

通学課程(芸術学部・芸術研究科)

FDについては、体系的研修のオンデマンド教材化に継続的に取り組み、「FDTV」の充実を図る。ま

た、「授業改善アンケート」の改訂に伴い、アンケート結果に基づく組織的改善活動や教員顕彰制度についても見直しを行う。さらに、今後予定している教育課程再編で目指す、新しい芸術教育への転換や、主体的学修の実質化を実現するため、学生参画型研修を充実させ、授業参観や共同研究等をテーマとした、新しいFDの企画に取り組む。

通信教育課程(芸術学部・芸術研究科)

通信教育課程では、印刷教材による授業やメディア利用による授業など、学生指導が対面ではなく遠隔で行われる授業も数多く存在しており、その重要度は年々高まってきている。完全遠隔型のコース数も増えており、通常の面接授業を前提としたFDだけでは、教員の資質・能力向上の支援は十分とはいえない。今後も遠隔指導におけるFDについて継続して取り組み、その充実をはかることを目指す。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1)4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2)4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-①SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

大学を取り巻く社会環境の変化、学生ニーズの多様化や質的变化等、大学経営をめぐる課題の高度化、複雑化に対応できる事務職員の育成をめざし、平成 28(2016)年に職員人事制度の策定を行い、平成 29(2017)年 4 月より運用を開始している。

1)業務を通じた資質、能力の向上

役割等級基準に基づく目標管理制度の運用プロセス(目標設定～期末評価、フィードバック)を通じた PDCA サイクルによる資質、能力の向上

2)研修を通じた資質、能力の向上

役割等級基準に基づく off JT 研修を通じた「実践スキル、知識修得」、および「建学理念・組織理解、コミュニケーション醸成」を目的とした内製化研修による資質、能力の向上

職員人事制度では、学園の事務職員として重視すべき思考や行動、姿勢、能力を備えた人材像に近づいていくためのキャリアステップの道筋、段階を、役割等級として明示している。そして、役割等級ごとに求められる業務遂行基準や能力・行動基準を定めることにより、職員各人が自分の配置等級で期待される役割を認識・理解したうえで、上位等級への役割拡大をめざした資質や能力の向上、育成指導をはかっている。主たる取り組みとしては以下の 2 点となる。

off JT 研修は、平成 26(2014)年度から整備を進めてきており、平成 28(2016)年には教職協働を前提に教職員全員を対象とした「学校法人瓜生山学園事務職員研修規程」を制定した。「学園が計画する研修」「学園が受講者を指名する研修」「部署及び個人が計画する研修」として体系的に組み立て、研修を計画的、効果的かつ継続的に受講できる基盤強化をはかってきている。

コロナ禍以降は、オンライン研修(JMA 大学 SD フォーラム、ビズアップ総研「e-JINZAI for University」)がほとんどとなり、このような取組みの結果、令和 4(2022)年度の役割等級別研修受講者数は、延べ 172 人であった。

(3)4-3 の改善・向上方策(将来計画)

役割等級と上位方針に基づく目標管理制度を主軸に置く職員人事制度の運用並びに off JT 研修のさらなる充実により、職員の資質・能力の向上をはかる。

4-4. 研究支援

- | |
|------------------------|
| 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理 |
| 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用 |
| 4-4-③ 研究活動への資源の配分 |

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では「京都芸術大学における競争的資金等の取扱いに関する規則」「京都芸術大学における研究活動に関する不正行為防止等に関する規則」により運営管理に係る責任者、委員会として、最高管理責任者、統括責任者、部局責任者、研究倫理責任者、コンプライアンス委員会を置き、公正な研究を推進している。

また、専任教員の研究環境については、学科研究室にパソコン及びネットワーク環境、机、書架などの備品を整備している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえ、「京都芸術大学における研究活動に関する不正行為防止等に関する規則」を定め、研究活動における不正行為に対応する適切な仕組みを整えたとともに、競争的資金等の適正な取扱いのために必要な施策の推進に努め、研究者をはじめ本学構成員が一体となったコンプライアンス体制の構築を進めている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

専任教員が行う個人研究・制作を促進する目的の個人研究費として一人あたり30万円の個人研究手当を「学校法人瓜生山学園 個人研究費手当規程」に基づき、「個人研究手当申請書」で申請した研究・制作活動に要する費用として支給している。

また、特別研究費は、「京都芸術大学特別研究費運用規程」に基づき、本学に勤務する教職員の研究、教育及び創作活動の量及び質的拡大・育成を促すこと、教職員の資質の向上を計ることを目的とし、申請し採択された研究活動1件につき、100万円の範囲内で特別研究費を交付している。

(3) 4-4 の改善・向上方策(将来計画)

舞台芸術研究センターでは「運営会議」における議論を基に研究環境の整備計画を立て、外部資金獲得のための継続した努力を行っている。令和4(2022)年度は「科学研究費補助金・基盤研究(A)」や文化庁「劇場・音楽堂等機能強化事業」に採択されている。今後も芸術文化振興費補助金など外部資金獲得の努力を継続して行っていく。

[基準4の自己評価]

教学マネジメントの機能性については、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を規則等に基づき整備している。また、使命・目的の達成のため、意思決定の権限と責任を明確にするとともに、規則等を整備し、教学マネジメントの体制が構築されている。これに加え、職員の経営・教学組織への参画による、教職協働体制が整備されている。

教員の配置・職能開発等については、大学及び大学院に必要な専任教員を確保し、適切に配置している。教員の採用・昇任については、方針に基づく規則等を整備し、適切に運用している。教職員の職能開発については、FD委員会が中心となり、単年度の計画に基づき、組織的な運用が行われてお

り、次年度の計画を見据え、振り返りや検証を行っている。

職員の研修については、職員の資質・能力向上のための研修などを実施している。また、人材育成を目的とした目標管理制度が運用されており、組織的に職員の職能開発が行われている。

研究支援については、研究環境の整備と適切な運営・管理がなされており、研究倫理に関する規則に基づき厳正に運用するとともに、研究活動への資源の配分が行われている。

以上のことから「基準 4 教員・職員」を満たしている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1)5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2)5-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-1-①経営の規律と誠実性の維持

「学校法人瓜生山学園寄附行為」第 3 条にて「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、芸術立国の志によって世界の恒久平和に寄与し、これに資する人材の育成を目的とする」と定め、第 4 条ではその目的を実現するために設置する学校について明示している。さらに、経営に責任を持つ役員及び理事会については第 5 条から第 17 条において役員の定数、選任手続、任期及び職務並びに理事会の設置等に関する事項を、評議員会については第 18 条から第 24 条にかけて、設置、諮問機能、意見具申、構成員の任期及び選任手続等に関する事項を規定している。

なお、寄附行為はホームページで公開し、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書、役員等名簿についても、毎会計年度終了後二カ月以内に公開している。

学校運営については、基本規則である「京都芸術大学学則」及び「京都芸術大学大学院学則」によって、本法人が設置する学校の運営に関わる基本事項を定めている。学則及び教育研究活動等の状況については、ホームページで公開している。

また、令和 3(2021)年 10 月に「京都芸術大学ガバナンス・コード」を制定し、適切なガバナンスの確保に努めている。更に中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指している。

「学校法人瓜生山学園就業規則」において服務規律を定めて規律ある公正な職務を教職員に求めるとともに、「学校法人瓜生山学園コンプライアンス規程」「学校法人瓜生山学園ハラスメントの防止に関する規程」「学校法人瓜生山学園特定個人情報等取扱規程」等を定め、経営の規律と誠実性の維持について表明している。

5-1-②使命・目的の実現への継続的努力

本法人では、寄附行為に基づき理事会が、事業計画及び予算、事業報告及び決算のほか、法人運営に係る重要事項の審議を適正に行うことにより、本法人の使命・目的を実現させるための継続的努力を行っている。5 年の中期計画を策定し、計画的かつ戦略的な事業遂行に努めている。令和 4(2022)年度は中期計画「Vision2026」を新たに策定し、令和 8(2026)年度の達成目標を定めた。この中期計画は大学のみならず、学校法人として学園ビジョンを明確にし、各設置校及び法人本部の目標を達成するために、それぞれが基本方針(社会実装を実質化する取り組み/次世代の学びと学習環境を創造する/設置校連携強化による展開)に沿った KGI(重要目標達成指数)を設定し取り組み、学園ビジョンの実現への継続的努力を行うものであり、その実施結果については事業報告としてとりまとめている。前中期計画「Vision2021」の結果報告及び中期計画「Vision2026」はホームページで公開している。

なお、各設置校及び法人本部では、教育計画方針及び事務局重点課題に沿って毎年度の事業計画及び予算案を作成している。教員養成の状況については、教員養成の理念を明確化したうえで、「教員養成の目標及び達成するための計画」「教員の養成に係る組織」「授業科目ごとの授業方法、内容及び授業計画」「卒業生の教員免許状の取得状況及び教員への就職状況」「教員の養成に係る教

育の質の向上に係る取組」等を設定・実行し、ホームページで公開している。

5-1-③環境保全、人権、安全への配慮

環境保全

京都市地球温暖化対策条例に従って、平成 27(2015)年に「特定非営利法人 KES 環境機構」による環境マネジメントシステムを導入し、①省エネルギー、②紙ごみ分別の徹底、③各部署デスク周りの清掃、を環境管理重点テーマとして環境保全活動に取り組んでいる。毎年春に「特定非営利法人 KES 環境機構」による現地審査があるが、合格判定を受けている。

人権

「学校法人瓜生山学園ハラスメントの防止に関する規程」を定め、ハラスメントなど学生、教職員の人間関係問題に対処する組織として「人間関係委員会」を設け、教職員によるハラスメント相談員を配置し、迅速に対応できる体制を整えている。令和 4(2022)年度からは大学以外の教職員、学園との取引や協力などを通じて関わる業務関係者に対しても相談窓口を設けている。

ハラスメントへの対応についてはリーフレットやハラスメント防止研修を通じて教職員に周知徹底するとともに、「ハラスメントの相談」に関する情報を掲載した「学生手帳」を全学生に配布し、ホームページの在学生専用サイトにも掲載している。また新入生ガイダンスにおいて、ハラスメントの相談窓口について案内している。

安全への配慮

「学校法人瓜生山学園危機管理規程」及び「学園危機管理基本マニュアル」を整備し、物的・人的被害を軽減するための防火・防災管理、震災対策について定めている。防火管理については、施設課長を防火管理者とし、予防、消火、通報、避難についての組織的な対応を図っている。

「命を守る」という事故、災害への備えを促す資料を学生専用サイトに掲載している。また、防災訓練としてはビデオ教材を制作し、令和 5(2023)年 3 月に全在学生在が視聴した。欠席者には YouTube での視聴も可能とした。

災害時に対応できるよう飲料水、食料、簡易トイレや災害用毛布等の備蓄を行い、京都では約 1300 名が、東京の外苑キャンパスでは約 60 名が 3 日間過ごすことを想定した量を備えている。

安全管理については、巡回警備を実施するとともに、教職員には、目視できる位置に ID カードを着用することを義務づけ、学生には、不審者や不審物等の異常を発見した場合には教職員に通報するよう周知している。教職員を対象に AED(自動体外式除細動器)の取り扱い等を学ぶ救命講習を実施している。

新型コロナウイルス感染症については「感染症対策本部」を設置し、活動制限指針を明確化し学生への「感染防止のためのガイドライン」遵守周知を行う等、学習を維持出来るためのきめ細かな対策を実施した。感染症が徐々に収束したため、活動制限指針や衛生管理対策に基づき、入構制限やマスク着用等について段階的に解除した。

(3)5-1 の改善・向上方策(将来計画)

経営情報についてはこれまでどおりホームページ等を通じて積極的に公表を行っていくとともに、法令の改正などに留意し経営の規律と誠実性の維持に努める。また、学内に防犯カメラを追加し、不審者への抑止を図る。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1)5-2の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2)5-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

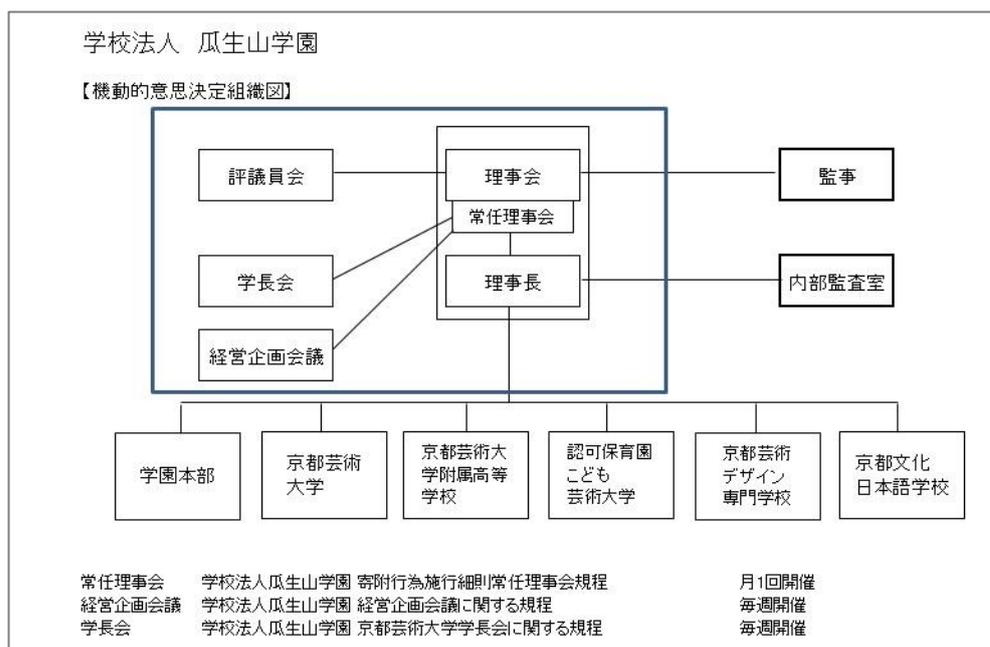
本学園の最高意思決定機関である理事会のもと、戦略的意思決定ができる体制を整備し法人部門・教学部門の機動的な運営がなされる体制をとっている。理事会は、定例理事会のほか必要に応じ臨時理事会を開催しており、令和4(2022)年度は6回の理事会を開催した。理事の選任は「学校法人瓜生山学園寄附行為」第6条、理事長、常務理事の選任は「学校法人瓜生山学園寄附行為」第5条に従って行われている。

理事長を補佐し業務を執行する常務理事2人、理事長の命を受けて財務の業務を執行する財務担当理事や教育開発に関する業務を執行する理事を選任している。前述6回の理事会の出席状況の平均は96.0%であった。

法人の日常の業務については常任理事会を設置し月例で審議を行い、法人運営の円滑化と業務執行の迅速化をはかっている。常任理事会は、理事長、学長のほか常勤の理事で構成されており、副学長、研究科長の教学組織の各責任者、及び事務局長が出席している。

また、教育研究活動に関する事項を恒常的に審議し決定するために、「学校法人瓜生山学園京都芸術大学学長会に関する規程」に則り、学長会が設置されている。学長会は、大学の将来構想やビジョンを策定し、大学の方向づけを行うことを目的として週例で開催し、議長を務める学長が最終的な意思決定を行っている。大学運営の重要事項について審議及び協議を行い、教学に関する諸課題について検討した結果、必要に応じて理事会や常任理事会への提案を行っている。

法人部門では、理事長、常務理事並びに大学事務局長、通信教育部事務局長等の主要な役職者が週例で集まり、法人の事業計画や予算ほか学園の経営に関する重要事項の検討を行うために、「学校法人瓜生山学園経営企画会議に関する規程」に則り、「経営企画会議」を設置している。



(3)5-2 の改善・向上方策(将来計画)

戦略的意思決定のための体制は、常任理事会のもと法人組織と教育組織とが連携しながら機動力を発揮している。その実効性をいっそう高めていくためには、決定事項の学内における伝達が迅速に行われるとともに、現場の意見や情報が意思決定の場に適切に届く必要がある。そのため、審議及び協議の結果の迅速な取りまとめと、伝達及び意見のフィードバックを行っており、今後も現在の運営体制の維持に努めていく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1)5-3の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2)5-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-3-①法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

理事会においては、学長以下 2 人の大学教員が理事に含まれており、教学の観点からも十分な審議を行っている。法人の日常的な意思決定を行う常任理事会には、理事長、学長等の常勤の理事に加えて副学長、研究科長が構成員として出席している。常任理事会のもとに設置されている学長会には、理事長、常務理事、事務局長が構成員として出席している。

また、常任理事会、学長会ともに、必要に応じて関係教職員を同席させ意見を述べさせることができることとなっており、理事、教員、職員相互の意思疎通がはかられ、管理部門と教学部門の密なコミュニケーションのもとに意思決定が行われている。

さらに年度初め、後期初め、年始の毎年 3 回、大学の教職員全員が出席する「教職員総会」を開催し、基本方針及び重要事項の共有を図っている。

教職員個々からの提案を受け入れる仕組みについては、教員人事制度、職員人事制度を導入し、担当上長との「One on One 面談」の場を定期的を設定し、提案・意見を確認している。

また、中期計画「VISION2026」策定時には全教職員からパブリックコメントを募集した。

5-3-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

監事は「学校法人瓜生山学園寄付行為」第 7 条に従い 2 人を選任しており、職員及び評議員を兼職している監事はいない。監事は、理事会及び常任理事会に常に出席し、業務監査を行っている。

監事 2 人のうち 1 人においては定例監査を月 1 回実施することとしており、報告書提出・報告会も同時に行われている。

監事は令和 4(2022)年度の理事会に全 6 回全てに出席し、評議員会にも全 6 回全てに出席している。各会議においては適切な意見進言がなされており、決算を行うにあたり学校法人の業務執行状況や財務会計の状況を監査し、理事会及び評議員会にて監査結果報告を行い監査報告書の提出がされている。

また、内部監査室を設置し、法令及び本学諸規程に従い、適正に執行されているか否かについて監査する業務監査を行っている。

評議員は「学校法人瓜生山学園寄附行為」第 22 条に従って 25 名を選任している。令和 4(2022)年度は 4 回の評議員会を開催し、「学校法人瓜生山学園寄附行為」第 20 条に定める諮問事項について審議を行ったほか、学長、副学長、学部長、研究科長を理事会において選任する際に、評議員会に諮問することを各選任規程に定めている。25 名の評議員の令和 4(2022)年度の評議員会の平均出席率は 86.0%である。

(3)5-3の改善・向上方策(将来計画)

中期計画「VISION2026」に基づく年度計画の進捗管理を、適切に行っていく。監事、会計監査人、内部監査室の連携をはかり監査機能の強化に努め、今後も適切にガバナンス体制を機能させていく。

5-4. 財務基盤と収支

- | |
|-----------------------------|
| 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立 |
| 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保 |

(1)5-4の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2)5-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学園の令和 4(2022)年度の財務状態は、人件費比率 31.3%(2021 年度全国大学法人平均(医療系法人除く)(以下全国平均)51.3%(以下同じ))や経常収支差額比率 30.4%(5.9%)など、事業活動収支計算書関係比率が全国平均と比較して良好な水準にある。一方、負債比率 26.9%(13.6%)は前受金が多いこともありながらも低い水準にある。このことから、平成 26(2014)年度から特定資産の繰入に取組み、平成 29(2017)年度から 5 年間の学校法人瓜生山学園中期計画において、特定資産を 100 億円とすることを目標として掲げ、平成 27(2015)年度には退職給与引当特定資産保有率 100%とし、令和 3(2021)年度末には特定資産の残高を 100 億円とした。令和 4(2022)年度の特定資産残高は 120 億円となり、運用資産余裕比率は 2.14(2.00)となった。

また、平成 30(2018)年度から令和 4(2022)年度の 5 年間に、施設設備に約 76 億円投資している。大型設備投資見合いの資金調達をしながらも、借入金残高は約 41 億円と同水準を維持している。なお、この資金調達は支払資金の平準化を目的としたものであり、かつ低廉な調達金利水準であることから適切なものと判断している。

平成 26(2014)年度より、定期預金に加え債権など金融資産を取得し資産運用に取組んでいる。資産運用に当っては「学校法人瓜生山学園資産運用規程」、及び各年度に理事会で決議している「資産運用管理方針細則」に則り安全性を確保しながら商品選定を行っている。

外部資金の獲得については、令和 4(2022)年度は受託事業収入 10,393 万円や、文化庁「文化芸術振興費補助金」1,000 万円、日本芸術文化振興会「劇場・音楽堂等機能強化推進事業」248 万円、科研費 54 件 5,774 万円に採択されるなど、継続した努力を行っている。

以上により、中期的な計画に基づく適切な財務運営を確立している。

5-4-②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

収支バランスの確保のため、予算編成においては毎年度財務担当理事より「予算編成方針」が示され、各部署においてはその方針に則り予算を策定している。また、予算執行においても 100 万円以上は相見積りものうえ事前の稟議決済を義務付けるなど厳格に管理し、結果として比較的良好な水準の収支バランスが確保できている。また、安定した財務基盤の確立には収入の多くを占める学生生徒納付金の維持、増加が不可欠である。そのため、通学課程芸術学部においては平成 30(2018)年度に収容定員増を実施、通信教育部芸術学部においては令和元(2019)年度、令和 3(2021)年度及び令和 4(2022)年度に新コースを開設するなどの取り組みを行い、継続的な学生生徒納付金の増加を図ることができている。以上により、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保を実現させている。

(3)5-4の改善・向上方策(将来計画)

令和 4(2022)年度からの 5 年中期計画において、経常収入を 145 億円に増加させ、収支差額水準を維持しながら、新校舎建設やキャンパス整備など施設設備投資を実施し、令和 8(2026)年度末に特定資産を 180 億円とすることを目標とし、教育改革を支える財務体質と規律ある財務運営とをバランスさせ、財務基盤を強化する。

5-5. 会計

- | |
|-----------------------|
| 5-5-① 会計処理の適正な実施 |
| 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施 |

(1)5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2)5-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-5-①会計処理の適正な実施

会計処理については、学校法人会計基準に準拠し、「学校法人瓜生山学園経理規程」、経理処理に関するマニュアル「経費の支払いに関する周知事項(経理業務の基本)」、「経理業務の注意事項(FAQ)摘要・類似作成・提出先等」の学内諸規定等に基づき適切に行っている。

予算策定では「事務局重点課題」、「事業計画及び予算策定にあたって」に則り、各部署が大学全体の事業計画に沿った業務計画を立案し、その計画を実施するために必要な予算要望書を提出している。全部署の予算要望書をもとに大学全体の収入見込み等を勘案して全体を精査し、理事会及び評議員会で事業計画と予算の承認を経て予算配分を行っている。

予算執行は各部署の担当者が起案し、所属長が承認するが、執行予定額が 30 万円以上となる場合は財務担当理事、100 万円以上となる場合は財務担当理事及び理事長の事前決裁を条件としている。

また、経常的な経費支出を除き、100 万円以上となる予算執行は、事前稟議決裁事項とし 3 社相見積りの提出を求めている。各部署が行う会計処理の内容に疑義が生じた場合は、経理課及び各決裁者が各部署担当者や所属長への確認を随時行っている。

予算との乖離や事業計画段階で当初予定していなかった新規案件が生じた場合は、各部署が稟議書を提出することを必須としている。予備費の範囲であれば理事長決裁とし、予備費を超える事案については補正予算を編成し、理事会及び評議員会の承認を得ている。

会計処理に関する不明点が生じた場合は、監査法人や税理士に相談、確認のうえ適宜修正、改善を行うことにより、会計処理の適正化に日々努めている。加えて、経理課の全職員を会計関連の研修会に年に 1 回以上参加させることで、全経理課職員及び経理課全体での専門知識の習得と向上にも努めている。

以上のことから、本学では会計処理を適正に行っていると判断している。

5-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査については、三大監査法人の一つ、「EY 新日本有限責任監査法人」が独自に作成した監査の年間計画に基づき、通年で定期的に会計監査を受けている。毎年会計監査の開始時には、理事者と監査法人とで、大学を取り巻く社会情勢、大学の経営状況、財務状況、当該年度の重要案件、内部統制等について意見交換、情報共有を行っている。

会計監査では、会計帳簿、会計データ、通帳、現預金、各関連証憑、理事会議事録、稟議書管理簿、その他監査法人が随時指定する資料を提示している。令和 4(2022)年度は年間で 23 日間、計 864 時間の監査を受けた。

監査法人による指摘や指導を受けた場合は、各部署や各担当者と状況確認を行い、適正に改善、修正等を行っている。1 年間の会計監査が終了した際には、理事者が監査法人から監査結果について直接説明を受け、監査報告書を受領している。

監事による監査では、監事の補佐役として経理課員以外の担当者を配置し、監事監査の協力体制を整えて毎月定期的に行っている。監事は、監査法人の会計監査時に随時面談し、会計監査について意見交換、情報共有を行っている。平成 28(2016)年度からは内部監査規程を整備し、内部監査を実施している。

以上のことから、本学では会計監査を整備し、厳正に実施していると判断している。

(3)5-5 の改善・向上方策(将来計画)

平成 28(2016)年度より内部監査室を設置し、監査法人、監事、及び内部監査室による三様監査を毎年行っている。この体制を維持し、厳格に運用することで会計監査を厳正に実施していく。

[基準 5 の自己評価]

法人と大学においては法令を遵守し適正な組織運営を行っており、学校法人の最高意思決定機関である理事会も寄附行為等の規程に従って適正に運営されている。また、評議員会や監事も適切に機能しており、各運営機関の相互チェックによるガバナンスも有効に機能している。法人の財務状況については、事業活動収支計算書関係の財務比率は良好な水準にある一方で、貸借対照表関係の財務比率の水準は全国平均に比して低くなっているが、特定資産の積み増しと借入金残高の減少により改善が順調に進んでいる。なお、財務情報については、教育情報と併せて法令に基づいて適正に公開している。

また、会計については「学校法人会計基準」に基づいて適正に処理しており、監査法人、監事、内部監査室による厳正な監査を実施している。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1)6-1の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2)6-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

「京都芸術大学学則」第 1 条第 4 項において「本学は前項の目的を達成するために、教育研究活動等の状況についての点検および評価を行う。」と規定している。

また、「京都芸術大学 自己点検・評価に関する規程」を定め、大学運営における「教育計画」「事務局事業計画」「教育活動点検・評価」「大学機関別認証評価受審」のそれぞれについて内部質保証体制を以下の通り規定している。

「京都芸術大学 自己点検・評価に関する規程」より抜粋

(実施体制)

第 2 条 自己点検・評価を行う体制は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育計画の自己点検・評価は、学長会のもと行うものとする。
- (2) 事務局事業計画の自己点検・評価は、経営企画会議のもと行うものとする。
- (3) 教員の教育活動点検・評価は、学長のもとに設置される教育活動点検評価委員会により行うものとする。
- (4) 大学機関別認証評価受審にあたっては自己点検・評価委員会を実施・運営主体として全学的な活動を総括するものとする。

年度ごとに大学機関別認証評価の基準に準じた形式で自己点検・評価報告書の作成をするものとしている。自己点検・評価委員会は学長を委員長とし、副学長(通学課程担当、通信教育課程担当)、学部長、通信教育部長、研究科長の他、通学課程及び通信教育課程で部長職を担当する教員及び事務局関係部門の部門長、関係課の課長によって構成されている。

各部門の業務及び会計の運用についてチェックを行い、適正化及び効率化を行うための組織として、理事長のもとに内部監査室を設置し、各種法令及び「学校法人瓜生山学園内監査規程」に基づき年度ごとに監査を行い、理事長及び監事に報告するとともに必要に応じて被監査対象部門・部署の長に改善措置を指示命令している。

監事は「学校法人瓜生山学園寄附行為」第 3 条に従って 2 人を選任しており、職員及び評議員を兼職している監事はいない。監事は、「理事会」及び「常任理事会」に出席し、業務監査を行っている。また、毎年決算を行うにあたり、学校法人の業務執行状況や財務会計の状況を監査し、「理事会」及び「評議員会」にてその監査結果を報告している。

評議員は「学校法人瓜生山学園寄附行為」第 21 条に従って選任している。令和 3(2021)年度は 4 回の「評議員会」を開催し、「学校法人瓜生山学園寄附行為」19 条に定める諮問事項について審議を行ったほか、学長、副学長、研究科長、学部長を「理事会」において選任する際に、「評議員会」に諮問することを各選任規程に定めている。

内部質保証システムが適切に機能するためのコンプライアンスについては、「学校法人瓜生山学園コンプライアンス規程」において関係法令や学内諸規定の遵守について定め、理事長を最高責任者として厳密な運用を行っている。コンプライアンスに違反する事実の通報と通報者の保護を図るための規程として「学校法人瓜生山学園 公益通報者の保護に関する規程」を定め、法人事務総局長が統

括責任者の役割を担っている。

(3)6-1 の改善・向上方策(将来計画)

理事長・学長がリーダーシップを発揮することができる体制を維持し、年度計画の策定プロセスを通じたボトムアップとのバランスをはかることにより、実効性のある法人運営に努める。令和3(2021)年度に策定した、2026年次を完成年次とした中期計画「VISION 2026」に基づき、引き続き完成年次に達成すべきKGIを単年度ごとにブレイクダウンしたKPIの進捗を注視し、厳密な目標管理を行っていく。また、監事、会計監査人、内部監査室の連携をはかり監査機能の強化に努め、今後も適切にガバナンス体制を機能させていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

- 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1)6-2の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2)6-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

「京都芸術大学 自己点検・評価に関する規程」において、自己点検・評価の実施計画は以下の通り規定している。

「京都芸術大学 自己点検・評価に関する規程」より抜粋

(実施計画)

第 3 条 自己点検・評価の実施計画は、次に掲げるとおりとする。

(1) 教育計画

- ・学科、専攻毎に前年度の点検・評価を実施し、代表教授会において報告
- ・前年度教育活動の点検・評価結果をもとに学長会において次年度方針を決定
- ・次年度方針に沿って学科、専攻毎に次年度計画を策定
- ・各学科、専攻との面談等を経て学部長、研究科長が次年度計画を承認
- ・学園事業計画として取りまとめ、理事会・評議員会にて審議決定

(2) 事務局事業計画

- ・部門、部署毎に前年度の点検・評価を実施し、経営企画会議において報告
- ・前年度活動の点検・評価結果をもとに経営企画会議での検討を経て常任理事会において次年度方針を決定
- ・次年度方針に沿って部門、部署毎に次年度計画を策定
- ・各部門、部署との面談等を経て事務局長が次年度計画を承認
- ・学園事業計画として取りまとめ、理事会・評議員会にて審議決定

(3) 教育活動点検評価

教育活動点検評価委員会を学長のもとに設置し、別に定めるところにより専任教員の教育・研究活動の点検・評価を行う。

(4) 大学機関別認証評価受審

自己点検・評価委員会により、別に定めるところにより、本学の理念その他全学的な事項の点検・評価の総括を行う。

本学は「京都芸術大学学則」第 1 条第 3 項及び「京都芸術大学大学院学則」第 1 条第 2 項の規定に基づき「京都芸術大学 自己点検・評価に関する規程」を定めており、同規程第 2 条の各号を基準として組織する実施体制において、本学の使命・目的に即した自主的・自立的な自己点検・評価を行っている。

教育運営の基本となる教育計画は、前年度の教育研究活動の検証を行った上で、学長会より毎年 8 月に提示される次年度方針に則り、大学院の各専攻及び学部の各学科において策定される。策定された教育計画は研究科長及び学部長がヒアリングを行った上で承認している。

なお、芸術学部においては教育計画の策定のために、「進路状況」「離籍状況」「卒業時アンケート」「授業改善アンケート」など多角的なデータに基づく課題の抽出や各教員の前年度「教員業績ポートフォリオ」に基づいた面談結果など様々な情報を活用している。

また、教育計画に示される専攻・学科毎の教育目標(教育目的)は教員の目標設定にも活用され、

一体的な運用が行われている。「教員業績評価」においては、教員の教育・研究活動の現状を評価し、これらの質向上をはかり、本学の教育活動全体がさらに充実発展することを目的としている。

事務局においても同様のプロセスを採り、次年度方針に則り、前年度の検証を行った上で、部署毎に次年度事業計画及び予算の策定を行う。各事業計画は予算編成及びその執行とリンクさせることで諸施策の実効性を高めており、部署毎に所属する職員の個人目標に落とし込まれ、個人の成長が大学の発展につながる仕組みを構築している。

各学科及び各専攻、事務局によって策定された次年度計画を総合して、学園全体の次年度事業計画及び予算案が策定され、理事会及び評議員会で審議決定される。この一連の活動が PDCA サイクルとして機能している

6-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

大学運営及び教育の質向上に資する自己点検・評価を実施するためには、PDCA サイクルにおいて機能する十分なデータが必要となる。本学は全学生の入学から卒業までの学習及び学生生活の数値的なデータを収集し、定量的な評価を行っている。一方で定性的な評価も重要であり、必要に応じてアンケートやヒアリングの結果についても分析している。結果検証についてはデータによる分析を重視しており、離籍率や授業改善等、重要項目についての分析結果は学長会等で報告されている。

教育計画立案の際の基礎データとしては、「進路状況」「離籍状況」「卒業時アンケート」「授業改善アンケート」など学生の学修状況並びに教育活動などの数値情報を活用し、評価と改善に結びつけている。

さらなる IR 機能の拡充を目的として、全学的な IR(Institutional Research)機能の充実を目的に「IR 室」を設置(平成 27(2015)年度 7 月学長会決議)し、「京都芸術大学 IR 室 規程」に基づき中期的な提言を行う等、ファクト・データの分析・提案による支援を開始している。

令和元(2019)年度には本学が行う教育プログラムの検証及び改善を目的に、三つのポリシーに基づき、教育課程レベル、科目レベルにおいて学修成果の評価を行うためのアセスメント・ポリシーを策定した。アセスメント・ポリシーに基づく各種データについては、BI ツール(Power BI)によるダッシュボード化を行った上で、「学科ポートフォリオ」として半期ごとに更新し学科に共有を行っている。また、令和 3(2021)年度に「DP 達成度評価(略称:DPA)」を導入し、成績開示後に学生自身が履修科目について自己評価を行うことで、教員評価との乖離の状況を確認することのできる体制を整備した。

加えて、令和 3(2021)年度からは、学内だけでなく外部有識者及び姉妹校である「東北芸術工科大学」の教職員が参画する「カリキュラム外部評価委員会」を組織。産業界及び第三者視点から教育活動を点検評価する取り組みを開始するなど、教育プログラム・学修支援等の改善に組織的且つ継続的に取り組むことで、教育活動の内部質保証を図っている。

なお、「学校教育法施行規則」第 172 条の 2 第 1 項に関連する事項のほか、社会に対する説明責任として、以下の項目についてもホームページにおいて情報公開を行っている。

1. 瓜生山学園 中期計画
2. 認証評価
3. 自己点検評価
4. 大学等における修学の支援に関する法律の確認に係る申請書
5. 私立大学研究ブランディング事業
6. 公的研究費等について
7. 授業改善アンケート及び学習に関する調査結果
8. 進路等にかかる実績
9. 一般事業主行動計画
10. 設置計画履行状況等報告書
11. 教員養成の状況についての情報
12. 京都芸術大学学則

13. ハラスメント防止に関するガイドライン
14. 公益通報の受付・相談窓口
15. 学校法人瓜生山学園寄附行為
16. 京都芸術大学ガバナンス・コード
17. 京都芸術大学ガバナンス・コード点検報告
18. ファクトブック

(3)6-2 の改善・向上方策(将来計画)

学校法人全体で取り組むべき事項として、引き続き IR 活動を推進する。各部署が保有するデータを一元的に集約・体系的に管理し、他大学比較も視野に入れた分析体制の構築を段階的に行う。通学課程においては令和元(2019)年度に策定したアセスメント・ポリシーに則った各種アセスメント・データの収集と分析を継続的に実施し、教育活動の点検と改善に活用するため、令和 3(2021)年度より学科ごとのアセスメント・データを集約し、分析可能なシステム「学科ポートフォリオ」を半期ごとに作成している。引き続き、各種データに基づいた将来計画の策定及び教育活動の質保証を推進する。

また、現在令和 6(2024)年度から導入する新カリキュラムに対応したアセスメント・プランの策定に取り組んでいる。このアセスメント・プランに基づき、各種データの収集方法について見直しを図っていく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1)6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2)6-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-3-①内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

事務局組織においては各年度に重点課題が提示され、各部署の事業計画にブレイクダウンした上で職員各自の目標管理に展開されている。年度の終了時には個人・部署・部門の各レベルで成果の確認が行われ、次年度への課題を抽出し大学運営の改善に取り組んでいる。

同様に、教員組織においても学部長及び研究科長による各課程の年次方針に則り目標管理が行われ、学科長が各教員の目標を適切に管理することで教育課程の品質向上を目的とした PDCA サイクルの仕組みを確立している。

以上のことから、PDCA サイクルの仕組みについては前述のとおり、恒常的かつ適切に運用が行われており、機能性は確立されている。

(3)6-3 の改善・向上方策(将来計画)

今後は、大学の自己点検・評価について、各部署から収集したデータの分析・活用の体制の整備を進め、IR 機能のさらなる高度化に向け、全学的な PDCA サイクルの仕組みの確立に向けた取り組みを一層推進する。

[基準 6 の自己評価]

内部質保証の組織体制については、内部質保証に関する規程にもとづき、組織体制を整備し、責任を明確化している。

内部質保証のための自己点検・評価については、教学 IR 等による様々なエビデンスにもとづき、教育・研究活動の成果を検証し、外部有識者からの意見を加えて自己点検評価報告書を作成している。また、自己点検評価報告書は、学内で共有するとともに、社会へ公表している。

内部質保証の機能性については、三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映しており、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能している。

以上のことから「基準 6 内部質保証」を満たしている。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 芸術立国の志によって世界の恒久平和に寄与するための、芸術・文化の活用による国際機関との連携強化

A-1. 大学の教育目標(教育目的)との適合性

A-1-① 芸術・文化の活用による国際平和構築に向けた活動

(1)A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2)A-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-1-①芸術・文化の活用による国際平和構築に向けた活動

本学では、開学の哲学として、「芸術立国」「京都文藝復興」を掲げ、芸術文化の活用による国際平和構築に向けた活動をおこなっている。芸術文化学術の活用による平和構築ならびに持続可能な開発目標(SDGs)目標達成を推進するための国際協力を行うことを目的として、元国連事務次長、国連事務総長特別代表、大使などを評議員として迎え、本学の附置機関として「京都国際平和構築センター」を令和2(2020)年度設置。

令和4(2022)年度の活動として、国連機関との連携強化のため、スイス・ジュネーブで実施された国連システム学術評議会の年次総会へ出席し、その中でアジア太平洋地域における活動について協力連携協定を締結。東京で予定されている令和6(2024)年度国連システム学術評議会年次総会に向けて連携強化を行っている。

また、国際社会におけるプレゼンス向上に向けて、国連大学学長、国連活動支援担当事務次長、国連ボランティア計画関係者など国連機関要職者との会議をセンター主催で実施、芸術文化の活用による国際平和構築について議論を行った。

京都国際平和構築センターの人材(国連元要職者、国連活動への従事者)による教育プログラムへの展開として、「紛争のない世界を築くために何が必要か」をテーマにオンラインでの公開講座を実施した。

(3)A-1 の改善・向上方策(将来計画)

京都国際平和構築センター主催による公開講座の実施や国連機関、国連関係者とのシンポジウムなど、より具体的な活動実績を重ね、広報活動を強化する。また、国連システム学術評議会や国連ボランティア計画、国連大学など、国連関連機関との協働による活動を強化し、連携範囲を拡大する。

[基準 A の自己評価]

国連機関、国際機関との連携強化が進んでおり、本学の国際交流協定校やアジア芸術教育協議体などを本学が中心となり、世界の芸術大学の連携体制を構築、国際協力の拡大を目指す体制が準備出来ている。引き続き、国連機関、国際機関との連携による国際会議等における芸術文化の活用による平和構築の議論の場を拡大し、教育プログラムへの展開を行う。